

試作「樂陵王高百年墓誌」 訳注（北齊・河清三年三月二日・五六四）

東 賢司（愛媛大学）

【誌蓋】 齊故樂陵王墓誌之銘

【銘文】 齊故樂陵王墓誌銘

王字百年、勃海條人也。太祖獻武皇帝之孫、肅宗孝昭皇帝之子。崇基峻極（注1）、遠系悠長（注2）。運四海而君臨（注3）、配上靈以光宅（注4）。斯乃驂馭百王（注5）、孕育三古（注6）、懸諸日月（注7）、不俟昌言（注8）。若夫高陽之口（注9）、行父稱其忠肅（注10）、周文之胤（注11）、崇人謂之恭儉（注12）。王之育德（注13）、隔世玄同（注14）、爰自弱年（注15）、含章挺映（注16）。止水儔其風鑒（注17）、瑩玉譬其容表（注18）。登山学海（注19）、虛往夷埽（注20）、帝典王墳（注21）、功倍師逸（注22）。故已傾朱邸（注23）、声洽紫宮（注24）。始以常山王世子起家散騎常侍。文劍橫要（注25）、清蟬曜首（注26）。赤墀俟而增映（注27）、翠帳佇以生光（注28）。及肅宗大漸（注29）、導揚未命（注30）。移宝囟於元子（注31）、奉神器於唐侯（注32）。皇上義重天倫（注33）、慈深引進（注34）、備物典冊（注35）、有隆焉爾（注36）。大寧初、封樂陵郡王、食邑二万户。而穹旻寡惠（注37）、霧露成痾（注38）、小年不永（注39）、善言遽畢（注40）。所以恨動衣簪（注41）、悼結旒冕（注42）。以河清三年中薨以邸第。以歲次甲申三月己未朔二日庚申安厝在鄴城之西十有一里口城西北三里。刊石下泉（注43）、式旌余美（注44）。乃作銘曰、諡曰良懷王。

蒸哉宝業（注45）、赫矣皇靈（注46）、世君万有（注47）、家奄四溟（注48）。仁深驪陸（注49）、道邁胥庭（注50）、惟王載誕（注51）、曷曜重明（注52）。虹霞麗彩（注53）、松筠挺秀（注54）、忠信為輿（注55）、文中成圉（注56）。寢門問豎（注57）、成均齒胄（注58）、代邸勃興（注59）、龍闈廻構（注60）。大歷有婦（注61）、靈命攸往（注62）、遂分夏玉（注63）、爰宅奧壤（注64）。宸心迺睠（注65）、列蕃斯仰（注66）、口組傍飛（注67）、玄珮徐響（注68）。神造冥昧（注69）、報施多疑（注70）、輅車乘馬（注71）、哀以口之（注72）。煙愁野月（注73）、鳥思松颺（注74）、貞石不朽（注75）、鴻猷在茲（注76）。

【訓読】

齊の故の樂陵王の墓誌銘

齊の故の樂陵王の墓誌銘

王字は百年、勃海の條人なり。太祖獻武皇帝の孫、肅宗孝昭皇帝の子。崇基は峻めて極にして（注1）、遠系は悠長（注2）。四海を運びて君臨み（注3）、上靈に配して以て光宅す（注4）。斯れ乃ち百王に驂馭し（注5）、三古を孕育し（注6）、日月を懸諸し（注7）、昌言を俟

たず(注8)。若し夫の高陽の□(注9)、行父其の忠肅を称し(注10)、周文の胤(注11)、崇人は之を恭儉と謂ふ(注12)。王の育徳は(注13)、隔世して玄同(注14)、爰に弱年より(注15)、章を含みて挺映し(注16)。水を止め其の鑿を儔し(注17)、瑩玉其の容表を譬(たと)ふ(注18)。山に登り海に学び(注19)、虚しく往きて実(まこと)に帰し(注20)、帝典の王墳(注21)、倍を功し師逸す(注22)。故に已に備は朱邸に傾き(注23)、声紫宮に洽す(注24)。始め常山王世子を以て起家して散騎常侍たり。文劍要を横たへ(注25)、清蟬首を曜(かがやか)す(注26)。赤墀俟して映を増し(注27)、翠帳佇して以て光を生かす(注28)。肅宗の大漸に及び(注29)、導揚して未だ命ぜず(注30)。宝図を元子に移し(注31)、神器を唐侯に奉る(注32)。皇上は天倫を義重し(注33)、慈深く引進し(注34)、備物典冊は(注35)、隆有るのみ(注36)。大寧の初、楽陵郡王に封ぜられ、食邑二万户。而して穹旻は寡恵(注37)、霧露は痾を成し(注38)、小年永からず(注39)、善言遽りて畢る(注40)。衣簪を恨動する所以は(注41)、旒冕を悼結す(注42)。河清三年中を以て薨ずるに邸第を以てす。歳次甲申三月己未、朔二日庚申を以て、鄴城之西十有一里□城西北三里に在りて安じ厝(お)く。石に下泉を刊し(注43)、余美を式旌す(注44)。乃ち銘を作りて曰く、諡に曰く良懷王。

蒸なるかな宝業(注45)、赫なるかな皇靈(注46)、世君は万有(注47)、家四溟を奄(ふさ)ぐ(注48)。仁深く驪陸(むつま)じ(注49)、道は胥庭に邁(ゆ)き(注50)、惟れ王の載誕(注51)、晝曜(かがや)き明を重ぬ(注52)。虹霞は麗彩し(注53)、松筠は挺秀にして(注54)、忠信輿を為し(注55)、文中に圉を成す(注56)。寢門豎を問し(注57)、成均の齒冑(注58)、代邸勃興し(注59)、龍闈廻構す(注60)。大歴帰する有り(注61)、靈命攸かに往き(注62)、遂に夏玉を分かち(注63)、爰に奥壤に宅す(注64)。宸心迺睠し(注65)、列蕃斯に仰ぎ(注66)、□組傍飛し(注67)、玄珮徐響(注68)。神造冥味たり(注69)、報施疑多く(注70)、輅車乗馬は(注71)、哀しみ以て之を□「送」る(注72)。煙野月を愁ひ(注73)、鳥松颺を思ひ(注74)、貞石朽まらず(注75)、鴻猷ほ茲に在り(注76)。

#### 【口語訳】

齊の元の楽陵王の墓誌銘

齊の元の楽陵王の墓誌銘

王の字は百年、勃海條の人である。太祖献武皇帝の孫、肅宗孝昭皇帝の子である。高い壇は極めて高く(注1)、悠長は久しく遠い(注2)。四つの海に運び、君主として国に臨び(注3)、上帝にあわせ、聖徳が遠くまで現れる(注4)。添え馬は歴代の帝王に御され(注5)、子を三古に産み(注6)、日月を心(こころ)にかけ(注7)、正当な言論を待たない(注8)。高陽の地のごときであり(注9)、行父は忠誠恭敬さを賞賛し(注10)、周の文王の子孫(注11)、貴き人はこれを慎み深く(注12)。王の徳を養い長せしめ(注13)、時代を隔てすべてを一つにし(注

14)、若い頃より(注15)、徳を内蔵し、打ち写す(注16)。水を止め、その見識を連れ立ち(注17)、透明な翡翠はその様子を喩える(注18)。山に登り、学者も絶えず学び(注19)、むなしく赴き、実に帰り(注20)、帝王の法則、王の墳墓は(注21)、倍になり、師を失い(注22)。それ故に朱紅の漆門の価値が傾き(注23)、声が天子のいる所を潤す(注24)。始め常山王世子であったが、起家して散騎常侍となった。刀剣は要を横たえ(注25)、清らかな蟬は首が輝く(注26)。赤屣が大きく、写りが増し(注27)、翡翠の羽で造った帳はたたくみ、光を生じた(注28)。すなわち肅宗は危篤になり(注29)、導き発揚し未だ告げない(注30)。天子の謀を諸侯の長子に囿り(注31)、神聖なものを唐侯に奉じた(注32)。皇帝の義は天然に備わった順序を重んじ(注33)、慈みが深く引き立て(注34)、朝廷の威儀を示す物と史官の書策は(注35)、隆盛があるのみである(注36)。大寧の始めに、楽陵郡王に封ぜられ、食邑二万户となった。丸い天上は恵みが少なく(注37)、露は病をなし(注38)、寿命は長からず(注39)、有益な言は遂に終わる(注40)。古代仕官の服装に悩み動く理由は(注41)、はたあしと冠を悲しみ集めた(注42)。河清三年中に自宅で亡くなった。歳次は甲申三月己未の、朔から数えて二日庚申をもって、鄴城の西十有一里、城西北三里に置かれた。石によみじを刻し(注43)、残りの美を慎み表した(注44)。すなわち銘を作って、諡に良懷王という。大いなるかな皇帝の帝業(注45)、明らかなるかな上帝の御霊は(注46)、当代の君主は万物であり(注47)、家は四方を塞ぐ(注48)。仁が深く馬がむつまじく(注49)、道は赫胥氏と大庭氏と行き(注50)、王が初めて生まれ(注51)、輝きが重なり、明かりがついたままである(注52)。虹と霞は美しい彩りであり(注53)、貞淑であり傑出し(注54)、誠実で実直であり大地の道となり(注55)、文章は見識が狭い(注56)。寢殿の門で問い立て(注57)、大学では年齢によつて順序をなし(注58)、代邸が賑わい(注59)、龍の小門は廻り構えた(注60)。大曆には戻ることがあり(注61)、神霊の意思は遠く行ってしまい(注62)、遂に夏の玉を分け(注63)、ここに僻地に宅を設けた(注64)。帝王の御心が目をかけられ(注65)、神の仕業は仰がれ(注66)、□は組んで乱れ飛び(注67)、黒の帯玉が静かに響く(注68)。霊が作った物が混沌としており(注69)、報い施しは疑いが深く(注70)、天子の乗る車、四頭の馬(注71)、悲しみをもって死者を送った(注72)。煙が野や月を憂え(注73)、鳥は思い松風の音がし(注74)、碑石は永久に朽ちず(注75)、大道はここにある(注76)。

#### 【注】

1 崇基峻極 高い壇は極めて高いという意。崇基は高い壇。『文選』潘岳「藉田賦」「結崇基之靈趾兮、啓四塗之廣阡」の李善注に「崇基、謂壇也」とあり、『晋書』江統伝に「高構千尋、崇基萬仞」とあり、『魏書』李冲伝に「興役徂暑、則廣制崇基、莫由克就」とあり、同盧水胡沮渠蒙遜伝に「降及太宗、廣闢崇基、政和民阜」とあり、『北齊書』幼主高恒紀に「五世崇基、一舉而滅」とあり、『宋書』文帝劉義隆紀に「仰惟崇基、感尋國故」とある。◇墓誌銘には、馮聿墓誌銘(北魏)に「崇基洪構」とあり、司馬紹墓誌銘(北魏)に「崇基方構」とあ

り、源叡墓誌銘（北魏）に「崇基亦固」とあり、元睿墓誌銘（北魏）に「崇基岳峻」とあり、元広墓誌銘（北魏）に「崇基岳峻」とあり、裴敬墓誌銘（北魏）に「式構崇基」とあり、奚牧墓誌銘（北魏）に「崇基綿構」とあり、常敬蘭墓誌銘（北魏）に「崇基岳峙」とあり、賈祥墓誌銘（北魏）に「崇基峻拳」とあり、封之秉墓誌銘（北魏）に「崇基岳峙」とあり、于纂墓誌銘（北魏）に「剋構崇基」とあり、爾朱紹墓誌銘（北魏）に「崇基千刃」とあり、長孫盛墓誌銘（北魏）に「崇基共積」とあり、元天穆墓誌銘（北魏）に「誕累葉之崇基」とあり、司馬昇墓誌銘（東魏）に「崇基卓立」とあり、王茂墓誌銘（東魏）に「崇基累構」とあり、趙明度墓誌銘（東魏）に「崇基遠構」とあり、元均墓誌銘（東魏）に「崇基緬邈」とあり、元暉墓誌銘（東魏）に「崇基邈迤」とあり、封柔墓誌銘（東魏）に「崇基岳峙」とあり、元讞妻于氏墓誌銘（北齊）に「崇基遠太」とあり、□松墓誌銘（北齊）に「崇基峻于維岳」「崇基自遠」とあり、元義妻胡玄輝墓誌銘（北齊）に「崇基与閨風等峻」とあり、高渙墓誌銘（北齊）に「崇基屈」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「崇基峻極」とあり、張彦墓誌銘（北齊）に「若夫崇基峻峙」とあり、独孤華墓誌銘（北齊）に「崇基独遠」とあり、庫狄業墓誌銘（北齊）に「崇基与恒山比峻」とあり、傅長興墓誌銘（北齊）に「崇基邃緒」とあり、于孝卿墓誌銘（北齊）に「締崇基」とあり、元夫人墓誌銘（北齊）に「崇基峻峙」とあり、諱忻字始恂墓誌銘（北齊）に「八采崇基」とあり、独孤思男墓誌銘（北齊）に「崇基峻聳」とあり、元世雄墓誌銘（北齊）に「崇基與日觀俱峻」とあり、梅勝郎妻崔迎男墓誌銘（北齊）に「崇基鬱」とあり、穆健墓誌銘（北齊）に「崇基峻極」とあり、辛韶墓誌銘（北周）に「崇基西閨」とあり、若干雲墓誌銘（北周）に「崇基盤峻」とあり、封孝琰墓誌銘（北周）に「崇基茂緒」とあり、宇文迥墓誌銘（北周）に「啓崇基於三聖」とあり、灌沢遵考墓誌銘（北周）に「崇基令緒」とある。●峻極は極めて高い様。『礼記』孔子間居篇に「其在詩曰。嵩高惟嶽。峻極于天」とあり、『礼記』中庸篇「發育萬物、峻極於天」の鄭玄注に「峻、高也」とあり、孔穎達疏に「言聖人之道高大、與山相似、上極于天。」とあり、『晋書』陶侃伝に「查浦地下、又在水南、唯白石峻極險固、可容數千人、賊來攻不便、滅賊之術也」とあり、『魏書』李順伝に「荷峻極之層構、導積石之洪流」とあり、『南齊書』武帝蕭蹟紀に「詔曰、宣尼誕敷文德、峻極自天、發輝七代」とある。◇墓誌銘には、永陽昭王蕭敷墓誌銘（梁）に「惟山峻極」とあり、元顛魏墓誌銘（北魏）に「峻極降而祉」とあり、元伯陽墓誌銘（北魏）に「峻極降」而為祉」とあり、宇文延墓誌銘（北魏）に「層鋒峻極」とあり、王翊墓誌銘（北魏）に「層峰峻極」とあり、元延明墓誌銘（北魏）に「曾嶠峻極」とあり、元恭墓誌銘（北魏）に「崇峰峻極」とあり、乞伏宝墓誌銘（北魏）に「眞靈峻極」とあり、高樹生妻韓期姬墓誌銘（北魏）に「前瞻峻極巖巖之觀」とあり、閻伯昇墓誌銘（東魏）に「陰山峻極」とあり、李桃杖墓誌銘（北齊）に「峻極」「左文十右文」於雲連」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「崇基峻極」とあり、叔孫都墓誌銘（北齊）に「構峰峻極」とあり、崔幼妃墓誌銘（北齊）に「崑山峻極」とあり、穆子寧墓誌銘（北齊）に「即期成於峻極」とあり、穆健墓誌銘（北齊）に「崇基峻極」とあり、尉遲雲墓誌銘（北周）に「公

降峻極之神」とある。

**2 遠系悠長** 悠長は久しく遠い。長く久しい。落ち着いていて急がない。『漢書』序伝上に「道悠長而世短兮、復冥默而不周」とあり、『後漢書』列女伝・董祀妻伝に「歲暮兮時邁征、夜悠長兮禁門扃」とあり、『晋書』賈疋伝に「彼既靈慶悠長、此則禍難過及」とあり、『魏書』樓伏連伝に「天道悠長、宜遵養時晦」とあり、『宋書』孝義伝・樓伏連伝に「方涉春夏、日月悠長」とあり、『梁書』元帝蕭繹紀に「方涉春夏、日月悠長」とある。◇墓誌銘には、寧陵公主墓誌銘（北魏）に「遙源遠系」とあり、元暉墓誌銘（北魏）に「遙原遠系」とあり、公孫略墓誌銘（東魏）に「赫赫遠系」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「遠系悠長」とある。

**3 運四海而君臨** 四つの海に運び、君主として国に臨むという意。四海は古代中国の四つの海。東海、南海、西海、北海。また、四方の海の内側。天下。『書経』益稷篇「予決九川、距四海」の孔伝に「距、至也。決九州名川通之至海」とあり、同禹貢篇に「四海会同」とあり、『礼記』礼器篇に「三牲魚腊。四海九州之美味也」とある。◇墓誌銘には、梁桂陽国太妃王纂詔墓誌銘（梁）に「履四海之淳範」とあり、長孫解墓誌銘（北魏）に「為四海」とあり、元始和墓誌銘（北魏）に「四海悽淚」とあり、元思墓誌銘（北魏）に「德充四海」とあり、穆循墓誌銘（北魏）に「銓衝四海」とあり、司馬悅墓誌銘（北魏）に「振暉四海」とあり、皇甫麟墓誌銘（北魏）に「声蓋四海」とあり、元彦墓誌銘（北魏）に「智汪四海」とあり、郭穎墓誌銘（北魏）に「四海通伝」とあり、杜龍首墓誌銘（北魏）に「望齊四海」とあり、元昭墓誌銘（北魏）に「匡弼四海」とあり、元暉墓誌銘（北魏）に「德充四海」とある等用例が多い。●君臨は君主としてその国に臨む。『礼器』檀弓下篇に「君臨臣喪。以巫祝桃茢執戈」とあり、『左伝』襄公十三年に「赫赫楚國、而君臨之」とあり、『史記』孟嘗君伝に「君臨函谷而無攻」とあり、『後漢書』劉梁伝に「而君臨之、撫正南海」とあり、『魏書』高祖孝文帝元宏紀に「朕承乾緒、君臨海内」とある。◇墓誌銘には、蕭融墓誌銘（北魏）に「君臨万寓」とあり、封和突墓誌銘（北魏）に「君臨機電決」とあり、張猛龍墓誌銘（北魏）に「及君臨踐」とあり、元顛墓誌銘（北魏）に「其君臨於常」とあり、張玄墓誌銘（北魏）に「君臨終清悟」とあり、元玕墓誌銘（北魏）に「君臨事不或」とあり、司馬昇墓誌銘（東魏）に「礼教大行君臨茲百里」とあり、□鑿墓誌銘（東魏）に「君臨陣尚整」とあり、司馬僧光墓誌銘（東魏）に「武皇君臨四海」とあり、霍育墓誌銘（東魏）に「君臨同邑」とあり、田静墓誌銘（東魏）に「君臨難忘」とあり、平陽王昭妃馮羅長墓誌銘（北齊）に「君臨万朋」とあり、竇泰墓誌銘（北齊）に「及幼主君臨」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「運四海而君臨」とあり、穆健墓誌銘（北齊）に「任風牧以君臨」とある。

**4 配上靈以光宅** 上帝にあわせ、聖徳が遠くまで現れるという意。上靈は上帝、神靈。『三国志』魏書・文帝曹丕紀に「上靈降瑞、黄初叔祐…河龍洛龜」とあり、『晋書』楽下に「肅神祇、祗上靈。萬物欣戴、自天效其成」とあり、『魏書』高閭伝に「上靈降鑿、思皇反正」とあ

り、『北齊書』文宣高洋紀に「魏帝以下世告終、上靈厭德、欽若昊天」とある。◇墓誌銘には、李氏墓誌銘（北魏）に「於于上靈」とあり、王遇墓誌銘（北魏）に「上靈茫昧」とあり、高祖九嬪趙充華墓誌銘（北魏）に「夙膺上靈」とあり、元遵墓誌銘（北魏）に「上靈無徵」とあり、元平墓誌銘（北魏）に「于嗟上靈」とあり、劉道斌墓誌銘（北魏）に「于嗟上靈」とあり、趙猛墓誌銘（北魏）に「上靈降災」とあり、元譚墓誌銘（北魏）に「何凶上靈不弔」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「苞川岳之上靈」とあり、元肅墓誌銘（北魏）に「公納慶上靈」とあり、李憲墓誌銘（東魏）に「資辰昴之上靈」とあり、王光墓誌銘（北周）に「上靈降私」とあり、永昌郡長公主墓誌銘（北周）に「冀上靈縱德」とある。●光宅は聖徳が遠くまで現れること。その徳が使用に及ぶこと。宅は居る。『書経』堯典篇「昔在帝堯、聰明文思、光宅天下」の毛伝に「言聖徳之遠著」とあり、曾運乾『正詁』に「光、猶廣也。宅、宅而有之也。」とあり、『三國志』蜀書後主劉禪伝に「光宅天下、以時雍為盛」とあり、『晋書』恭帝伝に「業隆九有、光宅四海」とあり、『魏書』世宗宣武帝元恪紀伝に「自皇基徙構、光宅中區」とあり、『南齊書』高帝紀下に「猥以寡徳、光宅四海」とある。◇墓誌銘には、元琛墓誌銘（北魏）に「高祖光宅嵩区」とあり、元譚墓誌銘（北魏）に「光宅曲阜」とあり、元誕墓誌銘（北魏）に「光宅配天」とあり、法師杜氏墓誌銘（北魏）に「高祖光宅土中」とあり、元阿耶墓誌銘（東魏）に「配天光宅之功」とあり、蕭正表墓誌銘（東魏）に「光宅四方」とあり、崔芬墓誌銘（北齊）に「遠祖以神符建業光宅」とあり、馬公瑾妻元嬈那墓誌銘（北齊）に「光宅九州」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「配上靈以光宅」とあり、赫連公夫人閻炫墓誌銘（北齊）に「終乃光宅幽都」とあり、宇文長墓誌銘（北齊）に「光宅寓鼎」とある。

**5 斯乃驂馭百王** 添え馬は歴代の帝王に御されるという意。百王は歴代の帝王。多くの王。『荀子』不苟篇に「百王之道、後王是也」とあり、『礼記』三年問篇に「夫是之謂至隆。是百王之所同。古今之所壹也」とあり、『史記』律書に「百王不易之道也」とあり、『漢書』郊祀志に「帝王建立社稷、百王不易」とあり、『後漢書』董仲舒伝に「蓋聞五帝三王之道、改制作樂而天下洽和、百王同之」とある。驂馭は四頭立ての馬車。◇墓誌銘には、元詳墓誌銘（北魏）に「緬邈百王」とあり、辛璞墓誌銘（北魏）に「籠蒼百王」とあり、元彧墓誌銘（北魏）に「苞籠百王」とあり、高湛墓誌銘（東魏）に「作範百王」とあり、元讞妻于氏墓誌銘（北齊）に「逮於百王」とあり、高渙墓誌銘（北齊）に「邁於百王」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「斯乃驂馭百王」とある。

**6 孕育三古** 子を三古に産むという意。孕育は子を産む。養い育てる。『礼記』樂記篇「羽者嫗伏、毛者孕鬻」の陸德明釈文に「鬻、音育、生也」とあり、『後漢書』皇后紀下・桓帝懿献梁皇后に「后既無子、潛懷怨忌、每宮人孕育、鮮得全者」とあり、同梁皇后紀に「宮人孕育」とあり、『三國志』蜀書・劉禪伝に「故孕育羣生者、君人之道也」とあり、潘岳「西征賦」に「伏淫嬖之匈忍、勦皇統之孕育」とあり、『晋書』清河康王遐伝に「今者後宮未有孕育、不可庶幸將來而虛天緒」とある。●三古は上古、中古、下古の合称。伏羲を上古、神農を中古、

五帝を下古とする。あるいは、伏羲を上古、文王を中古、孔子を下古とする『礼記』礼運篇「不礼之初始諸飲食」の疏に「伏羲為上古、神農為中古、五帝為下古、若易歷三古、則伏羲為上古、文王為中古、孔子為下古」とあり、『漢書』芸文志「世歷三古」の夾註に「孟康曰、「易繫辭曰『易之興、其於中古乎。』然則伏羲為上古、文王為中古、孔子為下古。」とあり、『魏書』律曆志に「三古所共行、百王不能易」とあり『北齊書』文苑伝に「逖聽三古、彌綸百代」とある。◇墓誌銘には、元或墓誌銘（北魏）に「跨躡三古」とあり、元讞妻子氏墓誌銘（北齊）に「爰自三古」とあり、高渙墓誌銘（北齊）に「大道暎於三古」とあり、封子繪墓誌銘（北齊）に「三古相伝」とある。

7 懸諸日月 日月を心にかけるという意。懸諸は『後漢書』五行五伝・射妖に「備乎典輿、懸諸日月」とあり、『魏書』西域伝・波斯国に「其刑法、重罪懸諸竿上」とあり、『南齊書』王慈伝に「故懸諸朝堂、摺紳所聚」とあり、『梁書』徐勉伝に「信可以懸諸日月、頌之天下者矣」とある。◇墓誌銘には、広陽文献王妃王令媛墓誌銘（東魏）に「懸諸日月」とあり、文献王妃周利華墓誌銘（東魏）に「懸諸日月」とあり、君諱弘字法雅墓誌銘（北齊）に「懸諸子□」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「懸諸日月」とある。

8 不俟昌言 正当な言論を待たないという意。昌言は正当な言論。ためになる良い言葉。誠となるべき語。理に当たった言葉。『書経』大禹謨篇篇に「禹拜昌言曰、兪」の伝に「昌、当也、以益言為当。故拜受而然之」とあり、蔡伝に「昌言、盛德之言」とあり、同泉陶謨篇「禹拜昌言曰、兪」の孔穎達疏に「禹乃拜受其當理之言」とあり、同虞書・益稷篇に「益稷帝曰。來禹。汝亦昌言。」とあり、『漢書』王蒙伝中に「或貢昌言」の夾註に「師古曰、昌、當也」とあり、『魏書』世宗宣武帝元恪紀に「昔虞戒面從、昌言屢進」とあり、陸機「文賦」に「患掣瓶之屢空、病昌言之難属」とある。

9 若夫高陽之□ 高陽の地のごときであるという意。高陽は高く向陽の地。『孫子』地形篇「通形者、先居高陽、利糧道、以戰則利」の張預注に「居高面陽」とあり、『後漢書』馮衍伝に「鑿巖石而為室兮、託高陽以養仙」とあり、『晋書』地理上に「高陽 任地依神、帝嚳順天行義」とある。◇墓誌銘には、李蕤墓誌銘（北魏）に「本系高陽」とあり、皮演墓誌銘（北魏）に「高陽濬哲」とあり、鄭道忠墓誌銘（北魏）に「始以高陽」とあり、武宣王妃李媛華墓誌銘（北魏）に「遠胄高陽」とあり、元誘墓誌銘（北魏）に「固以擬叡高陽」とあり、屈護墓誌銘（北魏）に「肇自高陽」とあり、薛懷儁墓誌銘（北齊）に「發系高陽」とあり、徐之才墓誌銘（北齊）に「高陽斯降」とあり、楊操墓誌銘（北周）に「系本高陽」とあり、韋彪墓誌銘（北周）に「建号高陽」とある。

10 行父称其忠肅 行父は忠誠恭敬さを賞賛するという意。行父は『三国志』魏書・華歆伝「公卿嘗並賜没入生口、唯歆出而嫁之。帝歎息」の夾註に「事上以忠、濟下以仁、晏嬰、行父何以加諸」とあり、同魏書・滿寵伝に「君典兵在外、專心憂公、有行父、祭遵之風」とある。

●忠肅は忠誠恭敬。真心があつて慎み深い。『左伝』文公・十八年に「忠肅共懿。宣慈惠和」とあり、『三国志』魏書・楊俊伝に「伏見南陽

太守楊俊、秉純粹之茂質、履忠肅之弘量、體仁足以育物」とあり、同母丘儉伝に「忠肅寬明、樂善好士」とあり、同吳書・孫權伝に「忠肅内發、款誠外昭」とあり、『魏書』李冲伝に「忠肅柔明、足敷睿範、仁恭信惠、有結民心」とある。◇墓誌銘には、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「行父称其忠肅」とある。

**11 周文之胤** 周の文王の子孫という意。周文は周の文王。『史記』封禪書伝に「周文、武都鄂、郾、至平王徙都河南」とあり、『後漢書』桓帝紀に「今京師廝舍、死者相枕、郡縣阡陌、處處有之、甚違周文掩骼之義。」とあり、『三国志』魏志・管寧伝に「周文啓龜、以下良臣」とあり、『魏書』高祖孝文帝元宏紀に「夏禹於安邑、周文於洛陽」とある。◇墓誌銘には、趙仲南之妻衛夫人墓誌銘（西晋）に「周文王之別族」とあり、寇憑墓誌銘（北魏）に「周文之裔胄」とあり、郟助墓誌銘（北魏）に「其先周文公之胄」とあり、鄭道忠墓誌銘（北魏）に「周文王之裔」とあり、元子直墓誌銘（北魏）に「周文負斧」とあり、染華墓誌銘（北魏）に「周文王之少子」とあり、寇慰墓誌銘（北魏）に「延至周文」とあり、寇霄墓誌銘（北魏）に「詔起周文」とあり、樂陵王高百墓誌銘（北齊）に「周文之胤」とあり、周无墓誌銘（北齊）に「昔周文王之苗裔也」とある。

**12 崇人謂之恭儉** 貴き人はこれを慎み深いという。崇人は『後漢書』五行伝二に「陛下宜増崇人道、以荅天意」とあり、『三国志』魏書・高堂隆伝に「陛下宜増崇人道、以荅天意」とある。●恭儉は慎み深い。恭しくつづまやか。『書経』周官篇に「恭儉惟德、無載爾僞。」とあり、『礼記』樂記篇に「宜歌大雅。恭儉而好禮者」とあり、『論語』学而篇に「夫子溫良恭儉讓以得之。夫子之求之也」とあり、『孟子』滕文公上篇に「君必恭儉禮下。取於民有制」とあり、同離婁上篇に「惟恐不順焉。惡得為恭儉。恭儉豈可以聲音笑貌為哉」とあり、『国語』楚語上に「明恭儉以道之孝」とあり、『墨子』非命中篇に「惡恭儉而好簡易」とあり、『莊子』天地篇に「必服恭儉」とあり、『列女伝』有虞二妃篇に「二女承事舜於畎畝之中、不以天子之女故而驕盈怠慢、猶謙謙恭儉、思盡婦道」とあり、『晋書』元帝伝に「王室多故、帝每恭儉退讓、以免於禍」とあり、『魏書』孫惠蔚伝に「詩書之教、恭儉易良、禮樂之道」とある。◇墓誌銘には、郁久間肱墓誌銘（北魏）に「恭儉節用」とあり、楊穎墓誌銘（北魏）に「恭儉終於綴紘」とあり、馮会墓誌銘（北魏）に「恭儉踰素」とあり、崔隆宗女墓誌銘（北魏）に「溫源恭儉之性」とあり、元誦墓誌銘（北魏）に「治身恭儉自居」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「恭儉之性益固」とあり、赫連悅墓誌銘（北魏）に「溫涼恭儉之量」とあり、邸珍墓誌銘（北魏）に「溫良恭儉」とあり、高充墓誌銘（北齊）に「恭儉莊敬得之体」とあり、袁月璣墓誌銘（北齊）に「恭儉發自閨門」とあり、始平文貞公国太妃盧蘭墓誌銘（北周）に「節義恭儉」とある。

**13 王之育德** 王の徳を養い長せしめるという意。育徳は徳を養い長せしめること。『周易』蒙篇に「蒙。君子以果行育徳」とあり、同蠱篇に「君子以振民育徳」とあり、『南齊書』高帝蕭道成上紀に「欽明文思、振民育徳」とあり、『梁書』武帝上紀に「而育徳振民、邈然尚遠」

とある。◇墓誌銘には、寇霄墓誌銘（北魏）に「育徳不先」「育徳似明」とあり、高宝墓誌銘（東魏）に「資元育徳」とあり、魏仲姿墓誌銘（東魏）に「毓徳閩壺」とあり、李倩之墓誌銘（北齊）に「果行育徳」とあり、和子源墓誌銘（北齊）に「皇象毓徳」とある。

**14 隔世玄同** 時代を隔て、すべてを一つにするという意。隔世は永世離れること。時代を隔てる。『聊齋志異』阿綉篇に「今已隔世、自謂

過之、不意猶昔耳」とある。●玄同は静寂の中で道と混同し一つとなること。自己の才能を隠して俗人と交わること。すべて一つに混同すること。『老子』「塞其兌、閉其門、挫其鋭、解其紛、和其光、同其塵、是謂玄同」の蘇徹解に「默然不言、而與道同矣」とあり、『莊子』胠篋篇に「削曾子之行、鉗楊墨之口、攘棄仁義」とあり、『淮南子』説山篇に「不求美、又不求醜、則無美無醜矣、是謂玄同」とあり、『漢書』朱博伝に「宜與博、玄同罪、罪皆不道」とあり、『晋書』郭璞伝に「施沛然之恩、諧玄同之化」とあり、『魏書』太宗明元帝 托跋嗣 紀第伝に「以彰靈命之先啟、聖徳之玄同」とあり、『北齊書』杜弼伝に「定是體道得真、玄同齊物」とある。◇墓誌銘には、元湛墓誌銘（北魏）に「玄同阮公」とあり、韋鮮玉墓誌銘（北魏）に「玄同至理」とあり、張宗憲墓誌銘（北齊）に「魚鳥玄同」とある。

**15 爰自弱年** 若い頃よりという意。爰自は『魏書』安定王休 伝に「爰自國初、護羌小戍」とある。弱年は年若。二十歳。弱歳。『晋書』夏侯湛伝に「弱年而入公朝、蒙蔽而當顯擧、進不能拔羣出萃」とあり、『魏書』島夷桓玄伝に「玄常以其父王業垂成、以己弱年、不昌前構、常懷恨憤。」とあり、『北齊書』襄城景王清伝に「容貌甚美、弱年有器望」とあり、『宋書』王景文伝に「史臣曰、王景文弱年立譽、聲芳籍甚、榮貴之來、匪由勢至」とある。◇墓誌銘には、元冏墓誌銘（北魏）に「含彩弱年」とあり、張永墓誌銘（北魏）に「孤弱年直感尺」とあり、長孫瑱墓誌銘（北魏）に「英奇発於弱年」とあり、鄭道忠墓誌銘（北魏）に「美行著於弱年」とあり、元靈墓誌銘（北魏）に「芳於弱年」とあり、郭顕墓誌銘（北魏）に「爰自弱年」とあり、張問墓誌銘（北魏）に「弱年挺芳」とあり、賀収墓誌銘（北魏）に「以弱年辟為待御中散」とあり、宇文善墓誌銘（北魏）に「弱年不永」とあり、楊暉墓誌銘（北魏）に「風焱茂自弱年」とあり、元液墓誌銘（北魏）に「覽自弱年」とあり、元顥墓誌銘（北魏）に「肇自弱年」とあり、王悦郭夫人墓誌銘（北魏）に「岐嶷肇於弱年」とあり、裴良墓誌銘（東魏）に「弱年有志」とあり、姫静墓誌銘（東魏）に「以弱年加之」とあり、魏仲姿墓誌銘（東魏）に「弱年言歸於王門」とあり、房悦墓誌銘（東魏）に「挺里弱年」とあり、田静墓誌銘（東魏）に「弱年挺誉」とあり、辛長墓誌銘（西魏）に「起自弱年」とあり、鄭子詢墓誌銘（西魏）に「金蘭発在弱年」とあり、元賢墓誌銘（北齊）に「弱年標誉」とあり、崔頴墓誌銘（北齊）に「著自弱年」とあり、楊元讓妻宋氏墓誌銘（北齊）に「弱年敏惠」とあり、薛脩義墓誌銘（北齊）に「弱年登仕」とあり、諱采墓誌銘（北周）に「弱年登任」とあり、莫仁相墓誌銘（北周）に「弱年一十有一」とある。

**16 含章挺映** 徳を内蔵し、打ち写すという意。含章は美質を包含する。内に徳を内蔵する。『易経』坤篇「六三、含章可貞」の孔穎達疏に

「章、美也。内含章美之通」とあり、『三国志』魏志・管寧伝に「含章素質、冰潔淵清」とあり、『周書』庾信伝に「含賦禮智以陳其情、含章鬱起、有諷論之義」とあり、『梁書』皇后・太宗王皇后伝に「含章履道、草昧興齊」とある。◇墓誌銘には、夫人平原華芳墓誌銘（西晋）に「含章内朗」とあり、穆亮墓誌銘（北魏）に「含章挺秀」とあり、元思墓誌銘（北魏）に「含章内秀」とあり、司馬景和妻孟敬訓墓誌銘（北魏）に「夫人資含章之淑氣」とあり、宇文永妻韓氏墓誌銘（北魏）に「履順含章」とあり、穆纂墓誌銘（北魏）に「以副含章」とあり、席盛墓誌銘（北魏）に「抱質含章」とあり、元暉墓誌銘（北魏）に「含章内秀」とあり、元誘墓誌銘（北魏）に「含章卓出」とあり、宇文延墓誌銘（北魏）に「含章秀出」とあり、元端墓誌銘（北魏）に「以覆含章」とあり、陸浄墓誌銘（北齊）に「含章挺生」とあり、薛脩義墓誌銘（北齊）に「含章作相」とあり、李希礼墓誌銘（北齊）に「含章挺生」とあり、朱岱林墓誌銘（北齊）に「含章韜綵」とあり、□智源墓誌銘（北齊）に「含章秀出」とあり、李智源墓誌銘（北齊）に「含章秀出」とあり、劉整墓誌銘（北周）に「含章體道」とあり、何標墓誌銘（北周）に「含章挺生」とあり、須蜜多墓誌銘（北周）に「七德含章」とあり、辛韶墓誌銘（北周）に「含章鬱起」とあり、莫仁相墓誌銘（北周）に「含章内朗」とあり、宇文瓘墓誌銘（北周）に「含章挺生」とあり、封孝琰墓誌銘（北周）に「含章特秀」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「君藉慶含章」とある。●挺映は、◇墓誌銘には、元良墓誌銘（北齊）に「衿神挺映」とあり、傅華墓誌銘（北齊）に「神姿挺映」とある。

17 止水儔其風鑿 水を止め、その見識を連れ立つ。風鑿は態度と見極め。見識。『晋書』陸机・機陸雲伝論伝に「風鑿澄爽、神情俊邁、文藻宏麗、獨步當時」とあり、『宋書』宗室・長沙景王道憐伝に「或雅量高劭、風鑿明遠」とある。◇墓誌銘には、崔孝直墓誌銘（北齊）に「公風鑿疎遠」とあり、高「左ノ十于寔」墓誌銘（北齊）に「風鑑俊朗」とある。

18 瑩玉譬其容表 透明な翡翠はその様子を喩えるという意。瑩玉は透明な翡翠。●容表は様子、風采、容範。『南史』江敦伝に「中書舍人紀僧真幸於武帝、稍歷軍校、容表有士風」とある。◇墓誌銘には、竇泰墓誌銘（北齊）に「容表瓌雄」とあり、□馬頭墓誌銘（北齊）に「容表絶世」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「不足譬其容表」とある。

19 登山学海 山に登り、学者も絶えず学ぶという意。登山は山に登る。『左伝』襄公二十五年に「登山以望。見楚師不繼」とあり、『呂覽』壅塞篇に「夫登山而視觀牛若羊」とあり、『管子』篇に「登山神見」とあり、『漢書』序伝に「夢登山而迫眺兮」とあり、『後漢書』矯慎伝に「至如登山」とある。◇墓誌銘には、席盛墓誌銘（北魏）に「登山不已」とあり、呂盛墓誌銘（東魏）に「登山未已」とある。●学海は学者も絶えず学ぶべしという例え。楊雄『法言』学行篇に「百川学海而至于海、丘陵学山不至于山、是故惡夫畫也」とあり、『周書』武帝宇文邕下紀に「或穿池運石、為山学海」とある。◇墓誌銘には、元又墓誌銘（北魏）に「学海不窮」とあり、唐耀墓誌銘（北魏）に「学海已究」

とあり、元頊墓誌銘（北魏）に「学海方大」とあり、元彧墓誌銘（北魏）に「学海靡窮」とあり、崔混墓誌銘（東魏）に「学海忘疲」とあり、穆子巖墓誌銘（東魏）に「学山学海」とあり、楊恒墓誌銘（西魏）に「学海方期」とあり、元孝輔墓誌銘（北齊）に「学海□至」とあり、李雲墓誌銘（北周）に「学海難量」とある。

**20 虚往実帰** むなしく赴き、実に帰るという意。虚往実帰は『魏書』逸士伝・鄭脩伝に「或隱不違親、貞不絶俗；或不教而勸、虚往實歸。非有自然純德、其孰能至於此哉」とある。◇墓誌銘には、李希宗墓誌銘（東魏）に「虚往実帰」とある。

**21 帝典王墳** 帝王の法則、王の墳墓という意。帝典は帝王の法則。揚雄「劇秦美新」に「是以帝典闕而不補、王綱弛而未張」の注に「濟曰、典、則」とあり、『礼記』大学篇に「帝典曰。克明峻德。皆自明也。」とあり、『漢書』序伝下に「於惟帝典、戎夷猾夏」とあり、『後漢書』馬衍伝に「訊夏啟於甘澤兮、傷帝典之始傾」とあり、『晋書』衛瓘伝に「帝典用宣、質文著世」とあり、『宋書』徐広伝に「道風帝典、煥乎史策」とある。◇墓誌銘には、元孝輔墓誌銘（北齊）に「固以詳諸帝典」とあり、薛懷儁墓誌銘（北齊）に「業光於帝典」とある。●王墳は王の墳墓。『魏書』肅宗孝明帝元詡紀伝に「可明教所在、諸有帝王墳陵」とある。◇墓誌銘には、元寧墓誌銘（北魏）に「愠德王墳」とある。

**22 功倍師逸** 倍になり、師を失うという意。功倍師逸は『礼記』学記篇に「善學者。師逸而功倍。又從而庸之」とある。◇墓誌銘には、元靈墓誌銘（北魏）に「師逸功倍」とある。●功倍は『陳書』儒林伝・沈不害伝に「如切如磋、聞詩聞禮、一年可以功倍、三冬於是足用」とある。◇墓誌銘には、甄凱墓誌銘（北魏）に「師佚功倍」とあり、元寿安墓誌銘（北魏）に「師佚功倍」とあり、元融墓誌銘（北魏）に「師佚功倍」とあり、元挙墓誌銘（北魏）に「師心功倍」とあり、元誕墓誌銘（北魏）に「涉矇求而功倍」とあり、王孝康墓誌銘（北齊）に「降逸功倍」とあり、楊戾墓誌銘（北周）に「教逸功倍」とある。●師逸は、◇墓誌銘には、元邵墓誌銘（北魏）に「師逸於綺襦」とあり、宇文瓘墓誌銘（北周）に「師逸切倍」とある。

**23 故已価傾朱邸** 朱紅の漆門の価値が傾くという意。朱邸は漢の諸王の邸宅、朱戸（朱紅の漆門）である。◇墓誌銘には、樂陵王妃斛律氏墓誌銘（北齊）に「価傾秦國」とあり、張海翼墓誌銘（北齊）に「価傾儔匹」とある。●謝朓「拜中軍記室辭隨王牋」「朱邸方開、效蓬心於秋実」の注に「善曰、史記曰、諸侯朝天子、於天子之所立舍曰邸、諸侯朱戸、故曰朱邸、濟曰、朱邸、謂王在京師之邸、朱其戸」とあり、『南齊書』謝朓伝に「唯待青江可望、候歸艗於春渚、朱邸方開、効蓬心於秋実」とある。◇墓誌銘には、永陽敬太妃王氏墓誌銘（梁）に「奠遷朱邸」とあり、元朗墓誌銘（北魏）に「言発朱邸」とあり、元延明墓誌銘（北魏）に「一捐朱邸」とあり、章武王妃盧貴蘭墓誌銘（東魏）に「来儀朱邸」とある。

- 24 声洽紫宮 声が天子のいる所を潤すという意。声洽は『三国志』蜀書・楊戲伝に「代則仁聲洽著、行自齊」とある。●紫宮は星官名。天帝の居。紫微宮。また天子のいる所。『吳越春秋』勾踐帰国外伝篇に「於是范蠡乃觀天文、擬法於紫宮築作小城、周千一百二十二步、一圓三方」とあり、『史記』天官書「環之匡衛十二星、藩臣。皆曰紫宮」の夾註に「索隱案、元命包曰「紫之言此也、宮之言中也、言天神運動、陰陽開閉、皆在此中也」。宋均又以為十二軍、中外位各定、總謂之紫宮也。」とあり、『後漢書』肅宗孝章帝劉炆紀伝に「夏四月乙巳、客星入紫宮。」とあり、『晋書』世祖武帝司馬炎紀に「九月、有星孛于紫宮。」とあり、『晋書』苻堅下伝に「姊弟專寵、宮人莫進。長安歌之曰、「一雌復一雄、雙飛入紫宮。咸懼為亂」とあり、『魏書』天象志に「六月、有大流星從紫宮出、西行」とある。◇墓誌銘には、侯剛墓誌銘（北魏）に「紫宮連良」とあり、元朗墓誌銘（北魏）に「及至宿衛紫宮」とあり、叔孫固墓誌銘（東魏）に「槃基与紫宮同高」とあり、封子繪墓誌銘（北齊）に「一入紫宮」とあり、高僧護墓誌銘（北齊）に「嘆感紫宮」とあり、□順墓誌銘（北齊）に「神暉紫宮」とあり、永昌郡長公主墓誌銘（北周）に「哀纏紫宮」とある。
- 25 文劍横要 刀劍は要を横たえる。文劍は刀劍。『後漢書』酷吏伝・李章伝に「剛帶文劍、被羽衣、從士百餘人來到」とある。◇墓誌銘には、封子繪墓誌銘（東魏）に「文劍横腰」とある。
- 26 清蟬曜首 清らかな蟬は首が輝いているという意。清蟬は墓誌銘には、元固墓誌銘（北魏）に「清蟬加首」とあり、楊孝邕墓誌銘（北魏）に「清蟬雖美」とあり、封子繪墓誌銘（北齊）に「清蟬高映」とある。●曜首は、◇墓誌銘には、元仙墓誌銘（北魏）に「雖金璫曜首」とある。
- 27 赤幄俟而増映 赤幄が大きく、写りが増すという意。赤幄は、◇墓誌銘には、元瑒墓誌銘（北魏）に「晨遊赤幄」とある。●増映は『晋書』張載伝に「載協飛芳、棣華増映。」とある。
- 28 翠帳佇以生光 翡翠の羽で造った帳はたたずみ、光を生ずるという意。翠帳は羽毛で裝飾されたカーテン。翡翠の羽で造った帳。南朝齊の謝朓「擬宋玉風賦」に「開翠帳之影藹、響行珮之輕鳴」とあり、『楚辞』招魂「翡翠翠帳、飾高堂些」の注に「言復以翡翠之羽、雕飭幃帳、張之高堂以樂君也」とある。◇墓誌銘には、穆玉容夫人墓誌銘（北魏）に「翠帳凝塵」とあり、于君妻和醜仁墓誌銘（北魏）に「優遊翠帳」とあり、高妙儀墓誌銘（北周）に「翠帳成塵」とある。●生光は輝く。光を生ずる。梁元帝「全德志序」に「入室光、豈非盛矣」とあり、『左伝』襄公十九年に「其姪鬻聲姬生光。以為大子」とあり、『漢書』霍光伝に「中孺吏畢歸家、娶婦生光、因絶不相聞」とあり、『宋書』璞子約伝に「遂能固孤城、覆嚴對、陷死地、覲生光」とあり、『北齊書』杜弼伝に「燭則因質生光、質大光亦大」とある。◇墓誌銘には、李璧墓誌銘（北魏）に「賓友生光」とあり、高樹生墓誌銘（北魏）に「入室生光」とあり、李憲墓誌銘（東魏）に「左右生光」とあり、

何琛墓誌銘（東魏）に「侍從生光」とあり、宇文紹義墓誌銘（東魏）に「誌以重席生光」とあり、宗欣墓誌銘（東魏）に「往來生光」とあり、封柔墓誌銘（東魏）に「席上生光」とあり、東安王大妃陸順華墓誌銘（東魏）に「室中生光」「俯仰生光」とあり、長孫儁妻婁氏墓誌銘（西魏）に「生光」「門十為」室」とあり、李騫墓誌銘（北齊）に「室内生光」とあり、元叡墓誌銘（北齊）に「顧盼生光」とあり、司馬遵業墓誌銘（北齊）に「喉舌生光」とあり、宇文景尚墓誌銘（北齊）に「發漢生光」とあり、李季嬪墓誌銘（北齊）に「俯仰生光」とあり、王震墓誌銘（北齊）に「生光左右」とあり、高孝瑜墓誌銘（北齊）に「八舍生光」とあり、□馬頭墓誌銘（北齊）に「自生光彩」とあり、和子源墓誌銘（北齊）に「粉辟生光」とあり、高潤墓誌銘（北齊）に「道路生光」とあり、楊戾墓誌銘（北周）に「童首生光」とあり。

**29 及肅宗大漸** 肅宗は危篤になるといふ意。肅宗は北魏八代の皇帝。孝明帝の廟号。『魏書』肅宗孝明帝元詡紀に「甲申、上尊諡曰孝明皇帝、乙酉、葬於定陵、廟號肅宗。」とある。◇墓誌銘には、元天穆墓誌銘（北魏）に「肅宗暴崩」とあり、陰継安墓誌銘（北齊）に「興翼佐光武三益肅宗」とあり、庫狹洛墓誌銘（北齊）に「肅宗御曆」とあり、趙道德墓誌銘（北齊）に「肅宗御極」とある。●大漸は重症。病状が進み危篤になる。大いに進む。『書經』顧命篇「王曰、嗚呼、疾大漸惟幾、病日臻、既弥留」の蔡伝に「其疾大進惟危殆、病日至、既弥甚而留連」とあり、『列子』力命篇「季梁得病、七日大漸」の張湛注に「漸、劇也」とあり、『晋書』世祖武帝司馬炎紀に「既而寢疾彌留、至於大漸」とあり、『魏書』恩倖伝に「高祖於馬圈、自不豫、大漸迄於崩」とあり、『周書』芸術伝・姚僧垣伝に「帝尋有疾、至于大漸。僧垣宿直侍」とある。◇墓誌銘には、比丘尼慧静墓誌銘（北魏）に「病以大漸」とあり、『周書』芸術伝・姚僧垣伝に「大漸惟棘」とあり、比丘尼統清蓮墓誌銘（北魏）に「逮于大漸」とあり、尼慈慶墓誌銘（北魏）に「逮于大漸」とあり、元子直墓誌銘（北魏）に「大漸弥留」とあり、甄凱墓誌銘（北魏）に「病遂大漸」とあり、羊祉妻崔氏墓誌銘（北魏）に「大漸、薨于洛陽徽文里宅」とあり、賈思伯墓誌銘（北魏）に「文皇不預革輅奄次大漸弥流唯機之際」とあり、羅宗妻陸氏墓誌銘（北魏）に「大漸惟棘」とあり、李暉儀墓誌銘（北魏）に「自斯大漸」とあり、高宝墓誌銘（東魏）に「大漸靡救」とあり、李季嬪墓誌銘（北齊）に「大漸針藥」とあり、崔孝直墓誌銘（北齊）に「及大漸之日」とあり、独孤華墓誌銘（北齊）に「疾遂大漸」とあり、匹婁歆墓誌銘（北周）に「翻成大漸」とある。

**30 導揚未命** 導き発揚し未だ告げないという意。導揚未命は『魏書』彭城王勰伝に「協契先朝、導揚未命」とあり、『宋書』謝晦伝に「及先帝不豫、導揚未命、臣與故司徒臣羨之」とあり、『梁書』任昉伝に「導揚未命。雖嗣君棄常」とある。●導揚は導揚。導き発揚する。『漢書』序伝「博陸堂堂、受遺武皇、擁毓孝昭、未命導揚」の夾注に「顔師古注引劉德曰、武帝臨終之命、霍光能導達顯揚也」とあり、『三國志』魏書・武帝紀に「奉答天命、導揚弘烈」とあり、『晋書』鄭冲伝に「挹仰耆訓、導揚厥蒙」とあり、『魏書』世祖太武帝伝に「羣公卿士師尹牧守、或未盡導揚之美」とあり、『陳書』到仲舉伝に「受命導揚、稟承顧託」とある。●未命は『礼記』喪大記篇に「大夫世婦卒於滴寢。」

内子未命。則死於下室」とあり、『左伝』隱公九年に「俠者何。吾大夫之未命者也」とあり、『三国志』魏書・董昭伝に「魯人嘉之、而不書爵、然則王所未命、爵尊不成、春秋之義也」とある。◇墓誌銘には、賈思伯墓誌銘（北魏）に「未命顧託宣」とあり、穆紹墓誌銘（北魏）に「未命匪聞」とある。

**31 移宝函於元子** 天子の謀を諸侯の長子に凶るといふ意。宝函は天子の謀、天業。『魏書』肅宗孝明帝元詡紀に「朕以冲孺、屬當寶圖」とあり、『周書』武帝宇文邕上紀に「朕祗承寶圖、宜遵故實」とあり、『陳書』世祖陳蒨紀に「朕負荷寶圖、亟回星」とある。◇墓誌銘には、元恭墓誌銘（北魏）に「宝凶唯永」とある。●元子は天子と諸侯の長子。『書経』微子之命篇に「王若曰、猷、殷王元子」とあり、同召詔篇に「有王雖小、元子哉」の毛伝に「有成王雖少、而大為天所子」とあり、『詩経』魯頌・閟宮篇「曰叔父、建爾元子、俾侯于魯」の毛伝に「元首。」とあり、朱熹集伝に「叔父、周公也。元子、魯公伯禽也」とあり、『儀礼』士冠礼篇「天子之元子、猶士也」の鄭注に「元子、世子也」とあり、『孔子家語』冠頌篇に「雖天子之元子、猶士也」とあり、『後漢書』馮衍伝に「有喪元子之禍也」とある。

**32 奉神器於唐侯** 神聖なものを唐侯に奉じるといふ意。神器は神物。神聖なもの。帝位の相続に伴う宝物。転じて帝位をいう。『老子』「將欲取天下而爲之、吾見其不得已。天下神器、不可爲也。爲者敗之」の王弼注に「神、無形無方也、器、合成也、無形以合、故謂之神器也」とあり、『漢書』叙伝「幸捷而得之、不知神器 有命、不可以智力求也」の夾注に「劉德曰、神器、璽也、李奇曰、帝王賞罰之柄也」とあり、『後漢書』公孫述伝に「天下神器、不可力爭」とあり、『魏書』韓麒麟伝に「不圖神器、戮其大逆」とある。◇墓誌銘には、奚毅墓誌銘（北魏）に「窺竄神器」とあり、高道悦夫人墓誌銘（北魏）に「窺竊神器」とあり、楊濟墓誌銘（北魏）に「翼扶神器」とあり、長孫遐妻王元墓誌銘（北魏）に「善讖此神器」とあり、李玄墓誌銘（東魏）に「竊執神器」とあり、司馬興龍墓誌銘（東魏）に「神器有歸」とあり、元均墓誌銘（東魏）に「敢弄神器」とあり、韓智輝墓誌銘（北齊）に「神器在家」とあり、李思約墓誌銘（北齊）に「神器有主」とあり、韋彪墓誌銘（北周）に「窺覘神器」とあり、●唐侯は『左伝』宣公十二年に「從唐侯以爲左拒」とあり、『魏書』韓茂伝に「三者善之長也。又進爵行唐侯」とあり、『梁書』蕭穎達伝に「尋為侍中、改封作唐侯、縣邑如故」とある。◇墓誌銘には、高潤墓誌銘（北齊）に「唐侯故墟」とある。

**33 皇上義重天倫** 皇帝の義は天然に備わった順序を重んじるといふ意。皇上は皇帝の呼称。陸機「皇太子宴玄圃宣猷堂有賦詩」「皇上纂隆、經教弘道」の注に「善曰、皇上、惠帝也」とあり、『漢書』郊祀志上に「始皇上泰山、為風雨所擊」とあり、『後漢書』杜篤伝「受命於皇上、獲助於靈祇」の夾注に「皇上謂天也。尚書曰、惟皇上帝降衷於下人。」靈祇謂呼池呼池冰及白衣老父等也。」とあり、『晋書』隱逸・陶潛伝に「清風颯至、自謂羲皇上人」とあり、『魏書』京兆王子推伝に「臣去皇上、雖是五世之遠」とある。◇墓誌銘には、蕭融墓誌銘（梁）に

「皇上神武撥亂」とあり、元楨墓誌銘（北魏）に「皇上震悼」とあり、張整墓誌銘（北魏）に「皇上悛悼」とあり、奚毅墓誌銘（北魏）に「皇上即位」とあり、高祖九嬪趙充華墓誌銘（北魏）に「皇上震悼」とあり、顓祖成嬪墓誌銘（北魏）に「皇上矜悼」とあり、刑巒墓誌銘（北魏）に「皇上睿明紀旧」とあり、比丘尼僧芝墓誌銘（北魏）に「皇上登極」とあり、元瓚墓誌銘（北魏）に「皇上痛盛德之玄俎」とあり、元広墓誌銘（北魏）に「皇上作懷」とあり、元懷墓誌銘（北魏）に「皇上之叔父」とあり、元遵墓誌銘（北魏）に「皇上嗟悼」とあり、文昭皇太后高氏墓誌銘（北魏）に「皇上追先帝之遺□」とあり、劉道斌墓誌銘（北魏）に「官第皇上」とあり、比丘尼統清蓮墓誌銘（北魏）に「皇上傷悼」とあり、尼慈慶墓誌銘（北魏）に「皇上傷悼」とあり、孫遼墓誌銘（北魏）に「皇上宣帝」とあり、元熙墓誌銘（北魏）に「皇上龍飛」とある等用例が多い。●義重は『三国志』魏書・袁紹伝に「義重人輕、事不得已」とあり、『晋書』禮志中に「子於父之所生、體尊義重」とある。◇墓誌銘には、高道悅夫人墓誌銘（北魏）に「義重當時」とあり、張遵墓誌銘（東魏）に「財輕義重」とあり、劉悅墓誌銘（北齊）に「言婦義重」とあり、高孝瑜墓誌銘（北齊）に「義重丘陵」とある。●天倫は天然に備わった人倫の次第。父子、兄弟等自然なりズム。『穀梁伝』隱公元年「兄弟、天倫也。為子受之父。為諸侯受之君。已廢 天倫。而忘君父。以行小惠。曰小道也」の范寧注に「兄先後、天之倫次。」とあり、『三国志』吳書・孫策 伝に「猶有刎頸、況天倫之篤愛」とあり、『魏書』崔浩伝に「若須並待成人而擇、倒錯天倫、則生履霜堅冰之禍」とあり、『周書』裴寬伝に「裴長寬兄弟、天倫篤睦、人之師表」とあり、『晋書』礼志上に「篤天倫之道、所以成教本而光百代也」とあり、『宋書』明帝劉彧紀に「雖天倫之重、義殊凡戚」とあり、『梁書』敬帝蕭方智紀伝に「天倫及禍、收合義旅」とあり、『南齊書』預章文獻王經伝に「雖天倫有本、而因事增情。宜廣田邑、用申恩禮」とある。●天倫には天の道理、天理という意味もある。『莊子』刻意篇「一之精通、合於天倫」の疏に「倫、理也、既与神為一、則精智無礙、故合乎自然之理。」とあり、『文子』上義篇に「肆一人之欲、而長海内之患、此天倫所不取也」とある。これもここに合致するように思えるが、『魏書』等の記載によって前者の意味に解釈する。◇墓誌銘には、邢僧蘭墓誌銘（北魏）に「痛盡天倫」とあり、魏仲姿墓誌銘（東魏）に「夫人天倫深慕」とあり、劉洪徽妻高阿難墓誌銘（北齊）に「皇上切天倫之□」とあり、元義妻胡玄輝墓誌銘（北齊）に「内迷天倫」とあり、李祖勳墓誌銘（北齊）に「天倫秀拳」とある。

**34 慈深引進** 慈みが深く引き立てるといふ意。慈深は『晋書』慕容德伝に「陛下慈深二主、澤被九泉」とあり、『魏書』南安王楨伝に「陛下慈深念履、愛等鍾牛」とあり、同彭城王勰伝に「頼陛下慈深捨過」とあり、同京兆王愉伝に「愉語人曰、雖主上慈深、不忍殺我」とある。●引進は引き立てる、挙げ用いる。『後漢書』馮勤伝に「每引進、帝輒顧謂左右曰、「佳乎吏也。」とあり、『三国志』吳書・朱治伝に「諸父老故人、莫不詣門、治皆引進」とあり、『北齊書』儒林伝に「大寧、武平之朝、亦引進名儒、授皇太子諸王經術」とあり、『梁書』文学伝・

劉峻伝に「高祖招文學之士、有高才者、多被引進、擢以不次」とあり、『南史』劉懷珍伝に「梁武帝招文學之士、有高才者多被引進、擢以不次」とあり、同・江智深伝に「同侶未及前、輒獨蒙引進、每以越眾為慚、未嘗有喜色」とある。

**35 備物典冊** 朝廷の威儀を示す物と史官の書策という意。備物典冊は備物典策。『左伝』定公四年「備物、典策、官司、彝器」の杜預注に

「典策、春秋之制」とあり、その疏に「服虔云、備物、国之職物之備也、杜不解備物、則与典策為一也、備物典策、謂史官書策之典」とあり、楊伯峻注に「典策謂典籍簡冊」とあり、『資治通鑑』晋紀に「成帝、咸康七年、備物典策、皆從殊礼」の注に「師古曰、既有備物、而加之策也、杜預云、典策、春秋之制也、余謂、車輅旂章、弓矢斧鉞、皆可以言備物、周成王分魯公、以大輅・大旂・封父之繁弱・夏后氏璜備物、典策、典者、典法也、策者、策書也」とある。●備物は物を準備する。備わった物。『易経』繫辭上篇「備物致用、立成器以為天下利、莫大乎聖人」の孔穎達疏に「謂備天下之物、招致天下所用、建立成就天下之器以為天下之利」とあり、『礼記』檀弓下篇に「備物而不可用也、哀哉」とあり、『左伝』僖公三十年に「則有備物之饗。以象其德」とあり、『国語』楚語下に「夫神以精明、臨民者也。故求備物、不求豊大」とある。『魏書』衛操伝に「顯名載籍、列賞備物。」とあり、『梁書』皇后伝高祖丁貴嬪伝に「備物乎營寢」とある。また、国君の威儀を示す物。またそれを備えること。『漢書』芸文志に「魯周之國、礼文備物、史官有法」とあり、任昉「王文憲集序」に「朝章国紀、典彝備物」

の注に「向日、備物、朝廷威儀也」とある。◇墓誌銘には、馮誕墓誌銘(北魏)に「典策備物」とあり、元懷墓誌銘(北魏)に「備物九錫」とあり、元寿安墓誌銘(北魏)に「備物追終」とあり、公孫猗墓誌銘(北魏)に「備物徒施」とあり、元瞻墓誌銘(北魏)に「備物有加」とあり、穆紹墓誌銘(北魏)に「車旗備物」とあり、永昌郡長公主墓誌銘(北周)に「喪終備物」とある。●典冊は典策。典章制度等の重要な図書。天子から賜る任命書。『三國志』魏書・三少帝紀・陳留王奐伝に「總攝百揆、備物典冊、一皆如前」とあり、『魏書』礼志・喪服

上伝に「仰遵先志典冊之文、俯哀百辟元元之請」とあり、『南齊書』皇后・和帝王皇后伝に「明敬典冊、配在宗枝」とある。◇墓誌銘には、羅宗妻陸氏墓誌銘(北魏)に「備乎典冊」とあり、高孝瑜墓誌銘(北齊)に「典冊宜加」とあり、徐穎墓誌銘(北齊)に「典冊并褒」とあり、宇文猛墓誌銘(北周)に「備詳典冊」とあり、楊操墓誌銘(北周)に「典冊光臨」とある。

**36 有隆焉爾** 隆盛があるのみという意。隆焉爾は『礼記』三年問篇に「然則何以三年也。曰。加隆焉爾也」とあり、『晋書』陸機伝に「瞻之制、有隆爾者」の校勘に「有隆爾者、文選作「有隆焉爾者」、多一「焉」字、論文法句法皆當有「焉」字」とある。◇墓誌銘には、元彬墓誌銘(北魏)に「有隆常数」とあり、尔朱襲墓誌銘(北魏)に「有隆常准」とあり、傅華墓誌銘(北齊)に「有隆焉爾」とある。

**37 穹旻寡恵** 丸い天上は恵みが少ないという意。穹旻は丸い天井。大空、天。『晋書』樂志上に「豺狼染牙爪、羣生號穹旻」とあり、『宋書』鄧琬伝に「而穹旻不恵、棄離萬國」とある。◇墓誌銘には、奚真墓誌銘(北魏)に「既傾穹旻」とあり、元昉墓誌銘(北魏)に「流激

響於穹旻」とあり、于君妻和醜仁墓誌銘（北魏）に「穹旻寡施」とあり、馮景之墓誌銘（西魏）に「大丞相道格穹旻」とあり、陰繼安墓誌銘（北齊）に「穹旻無憐」とあり、高清墓誌銘（北齊）に「精降穹旻」とあり、司馬李冲妻元客女墓誌銘（北齊）に「穹旻寡惠」とある。●寡惠は◇墓誌銘には、李希礼墓誌銘（北齊）に「彼倉寡惠」とあり、趙信墓誌銘（北齊）に「穹蒼寡惠」とあり、司馬李冲妻元客女墓誌銘（北齊）に「穹旻寡惠」とある。

**38 霧露成痾** 露は病をなすという意。霧露は霧。『楚辭』嚴忌・哀時間命篇「霧露濛濛其晨降兮、雲依斐而承宇」の王逸注に「言幽居山谷、霧露濛濛而晨來下。」とあり、『史記』袁盎伝に「淮南王為人剛、如有遇霧露行道死」とあり、『魏書』島夷蕭衍伝に「死亡矢刃之下、夭折霧露之中、哭泣者無已、傷痍者不絶」とある。◇墓誌銘には、高永樂墓誌銘（東魏）に「霧露成疾」とあり、赫連遷墓誌銘（北齊）に「還同霧露」とあり、司馬李冲妻元客女墓誌銘（北齊）に「霧露成痾」とあり、王孝康墓誌銘（北齊）に「霧露成疾」とある。●成痾は『魏書』彭城王勰伝に「朕形疲稚年、心勞長歲、積思成痾、頓發汝穎」とある。◇墓誌銘には、夫人李渠蘭墓誌銘（北魏）に「積思成痾」とある。

**39 小年不永** 寿命は長くないという意。小年は短い寿命。『莊子』逍遙游篇に「朝菌不知晦朔、蟪蛄不知春秋、此小年也」とあり、『北史』盧觀伝に「卿小年才學富盛、戴角者無上齒、恐卿不壽」とある。◇墓誌銘には、元遵墓誌銘（北魏）に「小年易及」とあり、元邵墓誌銘（北魏）に「嗟小年之可哀」とあり、元子正墓誌銘（北魏）に「小年莫返」とあり、韋輝和墓誌銘（北魏）に「小年遽没」とあり、韋乾墓誌銘（北魏）に「小年遽没」とあり、李翼墓誌銘（北魏）に「大德於小年」とあり、游松墓誌銘（北魏）に「小年已迫」とあり、高宝墓誌銘（東齊）に「小年何促」とあり、穆景相墓誌銘（東魏）に「忽窮小年」とあり、李倩之墓誌銘（北齊）に「小年如寄」とあり、張肅墓誌銘（北齊）に「翻摧小年」とあり、尉「左標十右寸」墓誌銘（北齊）に「小年遽尽」とあり、石信墓誌銘（北齊）に「摧瑤林於小年」とあり、杜孝績妻乙夫人墓誌銘（北齊）に「小年殂尽」とあり、薛懷儁墓誌銘（北齊）に「小年難久」とあり、于孝卿墓誌銘（北齊）に「未徵小年之禍」とあり、乞伏保達墓誌銘（北齊）に「小年已極」とあり、李祖牧墓誌銘（北齊）に「小年未暮」とあり、尉遲元偉墓誌銘（北周）に「遽限小年」とある。

**40 善言遽畢** 有益な言は遂に終わるという意。善言は立派な言葉。有益な言。『老子』に「善言無瑕謫」とあり、『孟子』離婁下篇に「禹惡旨酒、而好善言」とあり、同尽心上篇に「及其聞一善言、見一善行」とあり、『漢書』谷永伝に「京氏易最密、故善言災異」とあり、『魏書』崔光伝に「有毀惡之者、必善言以報之」とある。◇墓誌銘には、元熙墓誌銘（北魏）に「善言理義」とあり、賈思伯夫人劉氏墓誌銘（北魏）に「唯履善言」とあり、元世緒墓誌銘（北周）に「將終善言」とあり、莫仁相墓誌銘（北周）に「善言美行」とある。

**41 所以恨動衣簪** 古代仕官の服装に悩み動くという意。衣簪は古代仕官の服装。『宋書』孝義・何子平伝に「夫孝立閨庭、忠被史策、多

發溝狀之中、非出衣簪之下」とあり、『隋書』音樂志中に「昭昭車服、濟濟」とあり、同盧思道伝に「稟斯首鼠、不預衣簪」とある。◇墓誌銘には、尉茂墓誌銘（北周）に「恨動衣簪」とある。●衣簪は◇墓誌銘には、邱珍墓誌銘（北魏）に「滿衣簪」とあり、高「左ノ十于寔」墓誌銘（北齊）に「痛結衣簪」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「恨動衣簪」とある。

**42 悼結旒冕** はたあしと冠を悲しみ集めるという意。悼結は、◇墓誌銘には、比丘尼統清蓮墓誌銘（北魏）に「悼結兩宮」とあり、尼慈慶墓誌銘（北魏）に「悼結兩宮」とあり、徐之才墓誌銘（北齊）に「悼結宸□」とあり、傅華墓誌銘（北齊）に「悼結冕旒」とある。●旒冕は『後漢書』郭賀伝「賜以三公之服、黼黻冕旒」の夾註に「三公服袞冕。黼若斧形、黻若兩「己」相背。冕以木為之、衣以帛、玄上纁下、廣八寸、長尺六寸。旒謂冕前後所垂玉也、天子十二旒、上公九旒。」とあり、『三國志』宋書裴松之伝に「伏惟陛下神叡玄通、道契曠代、冕旒華堂」とあり、『晉書』顧和伝に「中興東遷、舊章多闕、而冕旒飾以翡翠珊瑚及雜珠等」とあり、『魏書』韓麒麟伝に「伏願陛下垂拱司契、委下責成、唯冕旒垂纁、而天下治矣」とあり、『梁書』文学下伝・劉峻伝に「必御物以效靈、亦憑人而成象、譬天王之冕旒、任百官以司職」とある。◇墓誌銘には、高「左ノ十于寔」墓誌銘（北魏）に「悼輿旒冕」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「有慰旒冕」とある。

**43 刊石下泉** 石によみじを刻す。刊石は石に刻す。『後漢書』姜肱伝に「弟子陳留劉操 追慕肱德、共刊石頌之」とある。●下泉は地下、よみじ、黄泉を言う。『南史』任昉伝に「若乃匠石輟成風之妙巧、伯牙息流波之雅引、范張款款於下泉、尹、班陶陶於永夕」とある。◇墓誌銘には、蘇阿女墓誌銘（北魏）に「下泉一往」とあり、馮迎男墓誌銘（北魏）に「永儺下淥」とあり、元鑿之墓誌銘（北魏）に「下泉杳泐」とあり、司馬李冲妻元客女墓誌銘（北齊）に「率下泉門」とある。

**44 式旌余美** 残りの美を慎み表すという意。式旌は『史記』蕭相國世家に「繼絶寵勤、式旌礪帶」とあり、『宋書』王敬弘伝に「便可詳定輝諡、式旌追典」とある。◇墓誌銘には、李端墓誌銘（北魏）に「式旌泉戸」とあり、元琛墓誌銘（北魏）に「式旌厥才」とあり、司馬遵業墓誌銘（北齊）に「式旌黄壤」とあり、拓拔昇墓誌銘（北周）に「式旌無朽」とあり、李稚華墓誌銘（北周）に「式旌不朽」とあり、元世緒墓誌銘（北周）に「式旌徽烈」とある。●余美は韓震墓誌銘（北魏）に「余美安属」とあり、元宝建墓誌銘（東魏）に「余美無伝」とあり、高歡妻閻氏墓誌銘（東魏）に「餘美無傳」とあり、韓智輝墓誌銘（北齊）に「余美方成」とあり、婁黑女墓誌銘（北齊）に「余美安鍾」とある。

**45 蒸哉宝業** 大いなるかな皇帝の帝業という意。蒸哉は『晉書』樂上に「宣文蒸哉、日靖四方」とあり、『隋書』音樂志下に「蒸哉帝道、赫矣皇風」とある。◇墓誌銘には、元暉墓誌銘（北魏）に「蒸哉太尉」とある。●宝業は皇帝の帝業。国運。天子の位。『晉書』呂隆伝に「贊曰、金行不競、實業斯屯」とあり、『魏書』高祖孝文帝元宏紀に「詔曰、朕夙承實業」とあり、『文選』謝朓「齊敬皇后哀策文」「家臻實業、

身嗣昌暉」の張銑注に「寶業、天子位也」とあり、『宋書』後廢帝紀に「朕以冲昧、嗣膺寶業」とあり、『陳書』高祖紀下に「寶業初建、皇祚惟新」とあり、同儒林伝・沈不害伝に「朕嗣膺寶業、念在緝熙」とある。◇墓誌銘には、顔玉光墓誌銘（北齊）に「寧王宝業之女」とある。

#### 46 赫矣皇靈

明らかなるかな上帝の御靈は、という意。

赫矣は『漢書』韋賢伝に「赫矣我祖、侯于豕韋」とあり、『晋書』樂志上に「赫

矣太祖、克廣明德」とあり、『宋書』樂志二に「赫矣聖武、撫運桓撥」とあり、『南齊書』樂志三に「矣君臨、昭哉嗣服」とある。●皇靈は祖先。上帝の御靈。帝王の神靈。謝靈運「擬魏太子鄴中集詩」「上帝奉皇靈、俟伯咸宗長」の注に「良曰、皇靈、獻帝」とあり、『三國志』文帝曹丕紀に「皇靈降瑞、人神告徴」とあり、同張紘伝に「自古帝王受命之君、雖有皇靈佐於上」とあり、『晋書』石苞伝に「陛下聖德光被、皇靈啟祚」とあり、『魏書』源賀伝に「又是亂亡遺孽、皇靈其能久祐之乎」とあり、『南史』武帝紀に「仰祇皇靈、府順羣議」とある。◇墓誌銘には、永陽昭王蕭敷墓誌銘（梁）に「赫矣皇業」とあり、郁久間肱墓誌銘（東魏）に「赫矣貴胄」とあり、元淑墓誌銘（北魏）に「赫矣無極」とあり、元冏墓誌銘（北魏）に「赫矣勳王」とあり、元宗正夫人司馬氏墓誌銘（北魏）に「赫矣聿脩」とあり、元暉墓誌銘（北魏）に「赫矣司徒」とあり、寇治墓誌銘（北魏）に「赫矣余輝」とあり、元讞妻于氏墓誌銘（北齊）に「赫矣高門」とあり、元如聞墓誌銘（北齊）に「赫矣洪族」とあり、崔德墓誌銘（北齊）に「赫矣先人」とあり、鄭術墓誌銘（北周）に「赫矣君侯」とある。●皇靈は◇墓誌銘には、徐君夫人菅洛墓誌銘（西晋）に「皇靈誕育」とあり、薛広墓誌銘（北齊）に「時則皇靈兆朕」とある。

#### 47 世君万有

当代の君主は万物であるという意。

世君は当代の君主。『墨子』非儒下篇に「繁飾邪術、以營世君」とあり、『史記』楚世家

に「夫弑共主、臣世君、大國不親、以衆脅寡、小國不附。」とあり、『魏書』崔浩伝に「慕容垂乘父祖世君之資」とあり、同職官志に「魏氏世君玄朔、遠統□臣」とある。◇墓誌銘には、鄯乾墓誌銘（北魏）に「世君西夏」とあり、邢宴墓誌銘（東魏）に「後適隴西李世君」とある。●万有は万物。宇宙に存在するすべてのもの。『詩経』魯頌・駟之什・閟宮篇に「萬有千歲。眉壽無有害」とあり、『梁書』武帝上紀に「謳歌攸奉、萬有樂推」とあり、同文学上・鍾嶸伝に「欲以照燭三才、輝麗萬有」とあり、『宋書』樂志二に「帝運緝萬有。皇靈澄國歩」とあり、同王僧達伝に「惟在萬有為己、家國同憂」とあり、『周書』劉璠伝に「混二儀而竝色、覆萬有而皆空」とある。◇墓誌銘には、郭愨墓誌銘（北齊）に「万有余數」とある。

#### 48 家奄四溟

家は四方を塞ぐという意。

四溟は四方の海。四海。天下。『文選』張協「雜詩之十」「雲根臨八極、雨足灑四溟」の李善注に

「四溟、四海也」とあり、『宋書』孝武帝劉駿紀に「詔曰、昔周王驥跡、實窮四溟」とあり、『南齊書』樂志・赤帝歌に「庶物盛長咸殷阜、恩澤四溟被九有」とある。墓誌銘には、封孝琰墓誌銘（北周）に「四溟殊望」とある。

49 仁深驪陸 仁が深く馬がむつまじくするという意。 仁深は◇墓誌銘には、裴敬墓誌銘（北魏）に「仁深命薄」とあり、魏仲姿墓誌銘（東魏）に「仁深鑒朗」とある。

50 道邁胥庭 道は赫胥氏と大庭氏と行くという意。 道邁は『晋書』樂志下に「蕩蕩巍巍、道邁陶唐」とあり、『魏書』肅宗孝明帝元詡紀に「詔曰、「皇魏開基、道邁周漢」とあり、『宋書』隱逸伝・周統之伝に「伏惟明公道邁振古、應天繼期」とあり、『南齊書』高帝上紀に「道邁於重華、勳超乎文命」とあり、同臨淮王譚伝に「文穆皇帝勳格四表、道邁百王」とある。◇墓誌銘には、元靈墓誌銘（北魏）に「道邁皇軒」とあり、武宣王妃李媛華墓誌銘（北魏）に「道邁一匡」とあり、元璨墓誌銘（北魏）に「道邁堯軒」とあり、元天穆墓誌銘（北魏）に「道邁伊周」とあり、楊仲礼墓誌銘（北魏）に「道邁五公」とあり、賀跋昌墓誌銘（北齊）に「道邁丘園」とあり、劉洪徽妻高阿難墓誌銘（北齊）に「道邁魯師」とあり、趙征興墓誌銘（北齊）に「道邁言恭」とあり、張宗憲墓誌銘（北齊）に「雅俗道邁」とある。●胥庭は太古の帝王赫胥氏と大庭氏の併称。『後漢書』王充王符等伝論に「世非胥庭、人乖穀飲」の李賢注に「赫胥氏、大庭氏、並古之帝號」とあり、『宋書』謝莊伝に「茂實冠於胥、庭、鴻名邁於勳、發」とある。

51 惟王載誕 王が初めて生まれるという意。 載誕は『魏書』世祖太武帝托跋燾紀に「在先后載誕之郷、白燕集于盛樂舊都」とあり、『梁書』皇后・高祖丁貴嬪伝に「貴嬪載誕元良、克固大業、禮同儲君、實惟舊典」とあり、『周書』庾信伝に「降生世德、載誕貞臣。」とある。◇墓誌銘には、元融妃穆氏墓誌銘（北魏）に「珪璋載誕」とあり、元鑿之墓誌銘（北魏）に「伊子載誕」とあり、比丘尼統清蓮墓誌銘（北魏）に「聖躬於載誕之日」とあり、尼慈慶墓誌銘（北魏）に「保衛聖躬於載誕之日」とあり、元公夫人薛伯徽墓誌銘（北魏）に「載誕賢妃」とあり、元則墓誌銘（北魏）に「載誕英賢」とあり、符景墓誌銘（北魏）に「唯公載誕」とあり、游松墓誌銘（東魏）に「唯公載誕」とあり、王偃墓誌銘（東魏）に「載誕剋岐之性」とあり、張氏妻赫連阿妃墓誌銘（東魏）に「載誕剋岐之性」とあり、穆瑜妻陸氏墓誌銘（北齊）に「夫人載誕」とあり、鞠基墓誌銘（北齊）に「載誕明賢」とあり、孫頭墓誌銘（北齊）に「載誕才標」とあり、張永儁妻周令華墓誌銘（北齊）に「載誕閨幃」とあり、暴誕墓誌銘（北齊）に「唯公載誕」とあり、劉双仁墓誌銘（北齊）に「載誕人莫」とあり、元始宗墓誌銘（北齊）に「載誕伊人」とあり、鄭子尚墓誌銘（北齊）に「含靈載誕」とあり、范粹墓誌銘（北齊）に「公侯載誕」とあり、孫驥墓誌銘（北齊）に「載誕珪璋」とあり、独孤誉墓誌銘（北齊）に「載誕伊人」とあり、陸君夫人李華墓誌銘（北齊）に「載誕閑幽」とあり、穆健墓誌銘（北齊）に「猗歟載誕」とあり、宇文道墓誌銘（北周）に「資和載誕」とある。

52 暈曜重明 輝きが重なり、明かりがついたままであるという意。 暈曜は『魏書』段承根伝に「聞諸交舊、累聖暈曜」とあり、同盧水胡沮渠蒙遜伝に「暈曜重光、不殞其舊」とある。◇墓誌銘には、元悌墓誌銘（北魏）に「祖重華暈曜」とある。●重明は明かりがついたま

まやまない。光明を重ねる。君臣が正位に並び立つ。『周易』離篇に「重明以麗乎正。乃化成天下」とあり、『魏書』高祖孝文帝元宏紀に「惟我太祖丕丕之業、與四象齊茂、累聖重明、屬鴻曆於寡昧」とあり、同高允伝に「大魏應圖、重明御世」とある。◇墓誌銘には、穆纂墓誌銘（北魏）に「体重明之純粹」とあり、山暉墓誌銘（北魏）に「籍重明之高」とあり、元繼墓誌銘（北魏）に「日月於此重明」とあり、元円墓誌銘（北齊）に「親望重明」とあり、元夫人墓誌銘（北齊）に「重明累聖」とある。

**53 虹霞麗彩** 虹と霞は美しい彩りであるという意。麗彩は麗采。美しい彩り。梁簡文帝「謝賜玉佩啓」に「藍田麗采、槐水建文」とあり、『晋書』郭璞伝に「三秀雖艷、糜于麗采」とある。

**54 松筠挺秀** 貞淑であり傑出しているという意。松筠は松と竹。貞淑である意。『礼記』礼器篇に「其在人也、如竹箭之有筠也、如松柏之有心也。二者居天下之大端矣、故貫四時而不改柯易葉」とあり、『晋書』劉卞伝に「松筠無改、則死勝於生」とあり、『梁書』袁昂伝に「松筠等質、無革歲寒之心」とあり、同平鑒伝に「搖落之時、方識松筠」とある。◇墓誌銘には、元頊墓誌銘（北魏）に「蘭芷松筠」とあり、元恭墓誌銘（北魏）に「節比松筠」とあり、元徽墓誌銘（北魏）に「貞飈与松筠等茂」とあり、堯奮墓誌銘（東魏）に「剋挺松筠」とあり、陸子玉墓誌銘（東魏）に「松筠独勁」とあり、王道習墓誌銘（北齊）に「松筠之節」とあり、宇文誠墓誌銘（北齊）に「松筠雅操」とあり、和紹隆妻元華墓誌銘（北齊）に「終勁松筠」とあり、柳篤墓誌銘（北周）に「松筠比茂」とある。●挺秀は傑出した人。抜きん出て優れる、並外れた、まっすぐで美しい。『晋書』韓伯伝に「安期英姿挺秀、籍甚一時」とあり、同文苑伝・曹毗伝に「弱挺秀容、奇發幼齡、翰披孺童」とあり、『魏書』常景伝に「王子挺秀質、逸氣干青雲」とあり、『梁書』武帝紀上に「允茲元輔、應期挺」とある。◇墓誌銘には、穆亮墓誌銘（北魏）に「含章挺秀」とあり、元萇墓誌銘（北魏）に「神武挺秀」とあり、王遵墓誌銘（北魏）に「挺秀葉於魏都」とあり、元隱墓誌銘（北魏）に「挺秀蘭蕙」とあり、元寧墓誌銘（北魏）に「排霜挺秀」とあり、檀賓墓誌銘（北魏）に「自非雄明挺秀」とあり、裴譚墓誌銘（北魏）に「夫君挺秀」とあり、元彝墓誌銘（北魏）に「瓊枝挺秀」とあり、元宥墓誌銘（北魏）に「維君挺秀」とあり、李暉儀墓誌銘（北魏）に「懷靈挺秀」とあり、韋乾墓誌銘（北魏）に「挺秀出群」とあり、姚玉粲墓誌銘（東魏）に「幼而挺秀」とあり、趙悅墓誌銘（西魏）に「文武挺秀」とあり、崔芬墓誌銘（北齊）に「夫君挺秀」とあり、石信墓誌銘（北齊）に「神華挺秀」とあり、李妻崔宣華墓誌銘（北齊）に「資神挺秀」とあり、袁清墓誌銘（北齊）に「挺秀含光」とあり、孫頭墓誌銘（北齊）に「岐嶷挺秀」とあり、王孝康墓誌銘（北齊）に「哲人挺秀」とあり、賈進墓誌銘（北齊）に「神主挺秀」とあり、張潔墓誌銘（北齊）に「鄉家挺秀」とあり、赫連子悅墓誌銘（北齊）に「挺秀馳芳」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「資神挺秀」とある。

55 忠信為輿 誠実で実直であり大地の道となすという意。 忠信は誠実で実直。誠を尽くし偽らないこと。『易経』乾篇に「君子進徳脩業、忠信所以進徳也」とあり、『詩経』小雅・南有嘉魚之什・六月篇に「皇皇者華廢則忠信缺矣」とあり、『儀礼』士相見禮篇に「與眾言。言忠信慈祥」とあり、『礼記』儒行篇に「夙夜強學以待問。懷忠信以待舉」とあり、『大学』に「是故君子有大道。必忠信以得之」とあり、同檀弓下篇に「周人作會而民始疑。苟無禮義忠信誠慤之心以蒞之」とあり、『中庸』に「忠信重祿。所以勸士也」とあり、『左伝』昭公二年に「吾聞之曰。忠信。禮之器也」とあり、『論語』述而篇に「學則不固。主忠信」とあり、同公冶長篇に「必有忠信。如丘者焉」とあり、『孟子』告子上篇に「有人爵者。仁義忠信」とあり、『国語』周語上篇に「礼所以觀忠信仁義也。」とあり、『莊子』刻意篇に「語仁義忠信」とあり、『列子』説符篇に「忠信錯吾、軀於波流」とあり、『荀子』脩身篇に「礼恭敬、而心忠信」とあり、『呂覽』適威篇に「忠信以導之」とあり、『管子』立政篇に「忠信賢良」とあり、『史記』秦始皇本紀に「此四君者、皆明知而忠信、寬厚而愛人、尊賢重士、約從離衡。」とあり、『漢書』項籍伝に「此四賢者、皆明智而忠信、寬厚而愛人」とあり、『魏書』蕭寶夤伝に「孟子亦曰：仁義忠信天爵也、公卿大夫人爵也。古之人修其天爵而人爵從之」とあり、『周書』伝に「為國之本、在乎忠信」とある。◇墓誌銘には、邢偉墓誌銘（北魏）に「発言帰于忠信」とあり、元鑒之墓誌銘（北魏）に「言結忠信」とあり、元茂墓誌銘（北魏）に「来官忠信」とあり、辛穆墓誌銘（北魏）に「忠信廉義」とあり、楊椿墓誌銘（北魏）に「忠信」為期」とあり、元禹墓誌銘（北魏）に「孝発忠信」とあり、元爽墓誌銘（北魏）に「忠信被物」「実唯忠信」とあり、辛蕃墓誌銘（東魏）に「忠信被物」「実唯忠信」とあり、辛術墓誌銘（東魏）に「忠信之行」とあり、元湛墓誌銘（東魏）に「自然忠信」とあり、叔孫固墓誌銘（東魏）に「忠信皎潔」とあり、田静墓誌銘（東魏）に「忠信之行」とあり、郭哲墓誌銘（北齊）に「忠信必集」とあり、王光墓誌銘（北周）に「密物左右以忠信見知」とあり、宇文虞墓誌銘（北周）に「忠信無假因習」とある。●為輿は『後漢書』延篤伝に「當此之時、不知天之為蓋、地之為輿」とあり、『晋書』輿服志に「金薄繆龍之為輿倚較」とあり、『宋書』礼志五に「古聖人見轉蓬、始為輪、輪行可載、因為輿」とあり、『南齊書』輿服志に「周禮匠人為輿、以象天地」とある。

56 文中成圍 文章は見識が狭いという意。 文中は文章の中。李程「攻堅木賦」に「鏹麟於理外、精粹於文中」とある。◇墓誌銘には、元颺墓誌銘（北魏）に「優遊文中」とある。

57 寢門問豎 寢殿の門で問い立てるといふ意。 寢門は寢殿の門。天子の五門の中の最も内側の門。『儀礼』士喪礼篇「君使人弔、徹帷、主人迎于寢門外、見賓不哭」の鄭玄注に「寢門、内門也」とあり、『礼記』曲礼篇「客至於寢門」の疏に「寢門、最内門也」とあり、『後漢書』儒林伝・謝該伝に「今夢黃能入於寢門、其何厲鬼邪」とあり、『魏書』于栗磾伝に「中孫伏連等厲色不聽、寢門下之奏」とある。司馬遠龍（東魏）に「未寢門」とある。●問豎は『旧唐書』李義府伝に「九載崇儒、三朝問豎」とある。

**58 成均齒胄** 大学では年齢によって順序をなすという意。成均は古代の大学。その欠けたところを整合し、その過不及を均平する意。周代には五學を建て、中央を辟雍（中学）、南を成均（南学）、北を上庠（北学）、東を東序（東学）、西を瞽宗（西学）という。『周礼』春官・大司樂篇に「掌成均之法、以治建國之學政、而合國之子弟焉」とあり、『礼記』文王世子篇「三而一有焉、乃進其等、以其序、謂之郊人、遠之、於成均、以及取爵於上尊也」の注に「董仲舒曰、五帝名大学曰成均、則虞庠近是也」とあり、『魏書』礼志四に「質並成人、受道成均之學」とある。◇墓誌銘には、王虬墓誌銘（北魏）に「成均栖衿義苑」とあり、于君妻和醜仁墓誌銘（北魏）に「言成均的」とある。●齒胄は皇太子や公家の子が年齢によって順序をなすこと。皇太子の座席が年齢によって座位を定めること。『文選』王融「三月三日曲水詩序」「出龍樓而問豎、入虎闈而齒胄」の李周翰注に「公卿之子爲胄子。言太子入學、以年大小爲次、不以天子之子爲上、故云齒胄、齒、年也」とある。

**59 代邸勃興** 代邸が賑わうという意。代邸は漢の高祖劉邦の子劉恒が王になり封ぜられた場所。『漢書』周勃伝に「乃奉天子法駕、迎皇帝代邸」とあり、同夏侯嬰伝に「以天子法駕迎代王代邸、與大臣共立文帝」とある。◇墓誌銘には、公孫略墓誌銘（東魏）に「龍潜代邸」とあり、高建墓誌銘（北齊）に「転不因於代邸」とあり、斛律豐洛墓誌銘（北齊）に「雲屯代邸」とある。●勃興は賑わう。『後漢書』馮衍下伝「思唐虞之晏晏兮、揖稷契與爲朋、苗裔紛其條暢兮、至湯武而勃興」の李賢注に「勃、盛貌。」とあり、『史記』陳杞世家に「句踐勃興、田和吞噬」とあり、『晋書』八王伝に「漢祖勃興、爰革斯弊」とあり、『魏書』佺袁翻に「至于皇代勃興、威馭四海」とある。◇墓誌銘には、永陽昭王蕭敷墓誌銘（梁）に「宝連勃興」とあり、元子邃墓誌銘（北齊）に「皇齊勃興」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「潜祉勃興」とある。

**60 龍闈廻構** 龍の小門は廻り構えるという意。龍闈は『宋史』樂志十六・寧宗郊祀大禮四首に「瞻龍闈、近鳳城」とある。

**61 大曆有婦** 大曆には戻ることがあるという意。大曆は大曆。大略の数。『管子』海王伝「此其大曆也」の注に「曆、数也」とあり、『纂註』に「曆、俗字、古直作麻、漢加止作歴」とあり、『尚書』大誥篇に「嗣無疆大歴服。弗造哲迪民康」とあり、『漢書』翟方進伝に「當承繼嗣無疆大歴服事」とある。◇墓誌銘には、呂達墓誌銘（北魏）に「故能出龍闈以衣朱」とあり、元周安墓誌銘（北魏）に「徒步龍闈」とある。●有婦は『礼記』礼運伝に「男有分。女有歸」とあり、『魏書』臨淮王譚伝に「文穆皇帝天眷人宅、歴數有歸」とあり、同源賀伝に「近則陳力顯祖、神器有歸」とある。墓誌銘には、夫人李渠蘭墓誌銘（北魏）に「四德有婦」とあり、充華嬪盧令媛墓誌銘（北魏）に「山原有婦」とあり、元又墓誌銘（北魏）に「兪望有婦」とあり、元邵墓誌銘（北魏）に「子政之務有婦」「宿訟有婦」とあり、慕容纂墓誌銘（北魏）に「符瑞有婦」とあり、笱景墓誌銘（北魏）に「日角有婦」とあり、元誨墓誌銘（北魏）に「理自有婦」とあり、裴良墓誌銘（東魏）

に「悟収族之有帰」とあり、高雅墓誌銘（東魏）に「俄然有帰」とあり、高貴墓誌銘（東魏）に「識公輔之有帰」とあり、李憲墓誌銘（東魏）に「於此有帰」とあり、司馬僧光墓誌銘（東魏）に「龜玉有帰」とあり、司馬僧光墓誌銘（東魏）に「龜玉有帰」とあり、司馬遠龍墓誌銘（東魏）に「神器有帰」とあり、司馬遠龍墓誌銘（東魏）に「神器有帰」とあり、王忻墓誌銘（東魏）に「王憲有帰」とあり、寶泰墓誌銘（北齊）に「世載有帰」「神寶有帰」とあり、元子邃墓誌銘（北齊）に「利建有帰」とあり、高洸墓誌銘（北齊）に「天統有帰」とあり、梁子彦墓誌銘（北齊）に「欲使知稽服之有帰」とあり、□尚墓誌銘（北齊）に「霸德有帰」とあり、徐之才墓誌銘（北齊）に「天命有帰」とあり、王光墓誌銘（北周）に「天命有帰」とあり、韋孝寬、墓誌銘（北周）に「棟于之望有帰」とある。

**62 靈命攸往** 神靈の意思は遠く行ってしまったという意。靈命は上帝あるいは神靈の意思。命令の敬称。天の命令。『後漢書』班彪上伝に「以為漢德承堯、有靈命之符」とあり、『晋書』恭帝伝に「仰惟祖宗靈命、親賢是荷」とあり、『魏書』李平伝に「忽靈命之有帰、藉親均而爭紹」とあり、『北史』蘇綽伝に「朕惟奮敷祖宗之靈命、稽于先王之典訓、以大誥于爾在位」とある。◇墓誌銘には、元徽墓誌銘（北魏）に「靈命不窮」とあり、元彧墓誌銘（北魏）に「靈命隨四氣無窮」とあり、元天穆墓誌銘に「緑凶靈命之瑞」とある。●攸往は遙かに行く、遠く行く。『周易』坤篇に「君子有攸往。先迷。後得主利」とあり、傳毅「舞賦」に「翼爾攸往、聞復輟已」の注に「悠、遠也」とある。墓誌銘には、郭頭墓誌銘（北魏）に「吝非攸往」とあり、李希礼墓誌銘（北齊）に「於是素論攸往」とあり、元世雄墓誌銘（北齊）に「淑問攸往」とある。

**63 遂分夏玉** 遂に夏の玉を分けた。

**64 爰宅奥壤** ここに僻地に宅を設けたという意。爰宅は『尚書』商書・盤庚上篇に「既爰宅于茲。重我民無盡劉」とある。◇墓誌銘には、趙道德墓誌銘（北齊）に「爰宅河右」とあり、王令嬀墓誌銘（北周）に「爰宅授春」とある。●奥壤は僻地。片田舎の地。『晋書』孝武帝紀に「三吳奥壤、股肱望郡、而水旱併臻、百姓失業」とあり、沈約「齊故安陸昭王碑文」に「姑蘇奥壤、任切関河」の注に「善曰、奥壤猶奥区也」とあり、『晋書』太宗簡文帝孝武帝紀に「又三吳奥壤、股肱望郡」とあり、『陳書』裴忌伝に「三吳奥壤、舊稱饒沃」とある。◇墓誌銘には、元彧墓誌銘（北魏）に「周原奥壤」とあり、公孫略墓誌銘（東魏）に「襄国奥壤」とあり、張拳墓誌銘（北齊）に「奥壤海陸」とあり、薛懷儁墓誌銘（北齊）に「建旗奥壤」とあり、宇文長墓誌銘（北齊）に「中山奥壤」とある。

**65 宸心迺睠** 帝王の御心が目をかけられるという意。宸心は帝王の気持ち。『旧唐書』礼儀志二に「朕於乾封之際、已奉表上塵、雖簡宸心」とある。●迺睠は『宋史』樂志九に「迺睠冀邦、于以顧之」とある。◇墓誌銘には、李賢墓誌銘（北周）に「迺睠西顧」とある。

**66 列蕃斯仰** 神の仕業は仰がれたという意。列蕃は神の仕業。『魏書』彭城王勰伝に「東平宰漢、寵絶列蕃」とあり、同天象志に「且有

權其列蕃、盜其名器之守而荐食之者矣」とあり、『南齊書』礼上に「元服之典、宜異列蕃」とあり、『宋書』樂志四に「天步或暫難、列蕃扇迷慝」とある。◇墓誌銘には、武宣王妃李媛華墓誌銘（北魏）に「母儀列蕃」とあり、高渙墓誌銘（北齊）に「地長列蕃」とあり、梁淑墓誌銘（北齊）に「列蕃典茲」とある。●斯仰は『晋書』桓温伝に「況辰極既迴、眾星斯仰」とあり、『南齊書』明帝蕭鸞紀に「立人斯仰、忠孝攸出」とある。◇墓誌銘には、义妻胡玄輝墓誌銘（北齊）に「淑人斯仰」とある。

67 □組傍飛 □は組んで乱れ飛ぶという意。傍飛は横に飛ぶ、乱れて飛ぶ。『敦煌變文集』大目乾連冥間救母變文に「銅箭傍飛射眼精、劍輪直下空中割」とある。

68 玄珮徐響 黒の帯玉が静かに響くという意。

69 神造冥昧 靈が作った物が混沌としているという意。神造は神靈が作った物。優れて巧みな作り方。神業。陸雲「張二侯頌に「真人有作、飛龍在天、留侯戴見、階雲自淵、即謀神造、啓運妙玄」とあり、『梁書』諸夷・海南諸國・扶南國伝に「一日一夜、役鬼神造八萬四千方、此即其一也」とある。◇墓誌銘には、裴良墓誌銘（北齊）に「功均神造」とある。●冥昧は天地創造前の混沌とした状態。暗い。『爾雅』釈言「冥幼也」の注に「幼稚者冥昧」とあり、『漢書』叙伝上・幽通之賦「亂曰、天造中昧、立性命兮」の夾註に「應劭曰、「天道始造萬物、草創於冥昧之中、皆立其性命也。」師古曰、「易屯卦彖辭曰「天造草昧」、故賦引之。」とあり、『後漢書』隗囂伝に「而冥昧觸冒、不顧大忌」とあり、『晋書』摯虞伝に「往者倏忽而不逮兮、來者冥昧而未著」とあり、『北齊書』文苑伝・樊遜伝に「高明在上、定自有知、不可謂神冥昧難信」とあり、『周書』晋蕩公護伝に「中有鬼神、勿云冥昧而可欺負」とある。◇墓誌銘には、長孫灝墓誌銘（北魏）に「遊魂冥昧」とあり、王普賢墓誌銘（北魏）に「惟道冥昧」とあり、張弁墓誌銘（北魏）に「報善冥昧」とあり、王翊墓誌銘（北魏）に「何期冥昧」とあり、宋靈妃墓誌銘（北魏）に「深夜冥昧」とあり、高樹生妻韓期姬墓誌銘（北魏）に「損益冥昧」とある。

70 報施多疑 報い施しは疑いが深いという意。報施は報い。報い施す。『左伝』僖公二十四年「報者倦矣、施者未厭」の杜預注に「施、功勞也、有勞則望報過甚」とあり、同二十八年に「令無入僖負羈之宮、而免其族。報施也」とあり、『列女伝』仁智伝に「必能報施矣」とあり、『史記』伯夷伝に「天之報施善人、其何如哉」とあり、『三國志』魏書・高貴郷公髦伝に「太上立德、謂三皇五帝之世以德化民、其次報施、謂三王之世以禮為治也」とあり、『晋書』王接伝に「虞既厄於從理、哲乃年位不充、天之報施、何其爽也」とあり、『魏書』李順伝に「憲風度恢雅、夙重朝列。而遭隨有命、報施俱爽」とあり、同楊播伝に「淫刑肆毒、以斯族而遇斯禍、報施之理、何相及哉」とあり、『梁書』劉孺伝に「此為虛說、天之報施、豈若此乎」とある。◇墓誌銘には、蕭融墓誌銘（梁）に「報施冥滅」とあり、梁桂陽國太妃王纂詔墓誌銘（梁）に「報施空云」とあり、封昕墓誌銘（北魏）に「長求報施」とあり、元詮墓誌銘（北魏）に「報施徒聞」とあり、元賄墓誌銘（北魏）に「報

施多欺」とあり、元斌墓誌銘（北魏）に「報施無誠」「報施虛陳」とあり、蘇屯墓誌銘（北魏）に「報施無徵」とあり、唐耀墓誌銘（北魏）に「報施無誠」とあり、高樹生妻韓期姬墓誌銘（北魏）に「報施多爽」とあり、李挺墓誌銘（東魏）に「豈言報施」とあり、宇文紹義墓誌銘（東魏）に「報施不誠」とあり、田静墓誌銘（東魏）に「報施茫茫」とあり、任城文宣王文暉太妃馮令華墓誌銘（東魏）に「竊恃報施」とあり、張瓊墓誌銘（東魏）に「報施無聞」とあり、蕭正表墓誌銘（東魏）に「報施無徵」とあり、穆瑜墓誌銘（東魏）に「徒言報施」とあり、元叡墓誌銘（北齊）に「天之報施」とあり、閻子璨墓誌銘（北齊）に「所懷報施」とあり、楊元讓妻宋氏墓誌銘（北齊）に「報施空傳」とあり、劉洪徽妻高阿難墓誌銘（北齊）に「報施無征」とあり、李礼之墓誌銘（北齊）に「馬遷所以疑報施也」とあり、鞠基墓誌銘（北齊）に「報施定虛」とあり、李妻崔宣華墓誌銘（北齊）に「徒聞報施」とあり、樂陵王妃斛律氏墓誌銘（北齊）に「神寡報施」とあり、王孝康墓誌銘（北齊）に「報施徒言」とあり、婁叡墓誌銘（北齊）に「報施參差」とあり、張宗憲墓誌銘（北齊）に「報施既爽」とあり、□忝墓誌銘（北齊）に「報施徒爽」とあり、斛律豐洛墓誌銘（北齊）に「報施無相」とあり、王預墓誌銘（北周）に「報施有隣」とあり、裴智英墓誌銘（北周）に「報施無徵」とあり、楊濟墓誌銘（北周）に「報施徒言」とあり、楊濟墓誌銘（北周）に「報施徒言」とあり。●多疑は疑り深いこと。三国魏・応劭『人物志』体別篇に「精良畏慎、善在恭謹、失在多疑」とあり、『漢書』伝「朕狐疑、皆止朕」の夾註に「狐之為獸、其性多疑、每渡冰河、且聽且渡。故言疑者、而稱狐疑」とあり、同周勃伝に「學者多疑於鬼神」とあり、『晋書』甘卓伝に「卓雖懷義正、而性不果毅、且年老多疑」とあり、『周書』于謹伝に「且釋懷而無謀、多疑少斷」とある。

71 輅車乘馬 天子の乗る車、四頭の馬の意。『隋書』煬帝上紀に「進位太尉、賜輅車、乘馬、袞冕之服、玄珪、白璧各一」とある。●輅車は天子の乗る車。大きい車。『国語』晋語七篇「輅車十五乘」の注に「輅、広車也。」とあり、『晏子』雜下篇に「公使梁丘扈遺之輅車乘馬」とあり、『後漢書』張湛伝に「湛曰、禮、下公門、軾輅馬」の夾註に「輅、大也。君所居曰路復、車曰輅車、馬曰輅馬」とあり、『晋書』恩

倖伝・趙脩伝に「帝如射宮、脩又驂乘、輅車旒竿觸東門而折」とあり、『周書』晋蕩公護伝に「二年、拜太師、賜輅車冕服」とある。◇墓誌銘には、梁才墓誌銘（北周）に「乘彼輅車」とある。●乗馬は四頭の馬。一乗の車に四頭の馬車が付く。『詩経』小雅・鴛鴦篇に「乘馬在廄。摧之秣之」とあり、同陳風・株林篇に「駕我乘馬。説于株野」とあり、『礼記』檀弓上篇「冉子攝束帛乘馬而將之」とある。

72 哀以□之 悲しみをもって死者を送るという意。□はおそらく「送」であろう。『礼記』問喪篇に「故曰。辟踊哭泣。哀以送之。送形而往。迎精而反也」とある。◇墓誌銘には、傳華墓誌銘（北齊）に「哀以送之」とある。

73 煙愁野月 煙が野や月を憂えるようであるという意。野月は、◇墓誌銘には、宇文逢墓誌銘（北周）に「野月孤明」とある。

74 鳥思松颺 鳥は思い松風の音がするという意。鳥思は、◇墓誌銘には、元仙墓誌銘（北魏）に「行聞鳥思」とあり、元延明墓誌銘（北

魏)に「鳥思松楊」とあり、□仲姿墓誌銘(北魏)に「鳥思山夕」とあり、嚴詮墓誌銘(北齊)に「別鳥思樹」とあり、狄湛墓誌銘(北齊)に「鳥思泉門」とある。

**75 貞石不朽** 碑石は永久に朽ちないという意。貞石は碑石の美称。『晋書』隱逸伝・陶潛伝に「則伍胥猶存・固貞石之心、則公閻尤愧」とある。◇墓誌銘には、比丘尼慧静墓誌銘(北魏)に「銘茲貞石」とあり、高貴墓誌銘(東魏)に「貞石不朽」とあり、赫連公夫人閻炫墓誌銘(東魏)に「貞石焉哉」とあり、陸盛榮墓誌銘(東魏)に「聊刊貞石」とあり、□馬頭墓誌銘(北齊)に「式鑄貞石」とあり、高充墓誌銘(北齊)に「式刊貞石」とあり、王孝康墓誌銘(北齊)に「貞石不磨」とあり、薛懷儁墓誌銘(北齊)に「勒茲貞石」とあり、婁叡墓誌銘(北齊)に「敬刊貞石」とあり、元夫人墓誌銘(北齊)に「勒茲貞石」とあり、乞伏保達墓誌銘(北齊)に「敢鑄貞石」とあり、劉殺鬼墓誌銘(北齊)に「若不銘此貞石」とあり、劉貴墓誌銘(北齊)に「不題貞石」とあり、崔博墓誌銘(北齊)に「刊文於貞石」とあり、劉興安墓誌銘(北齊)に「寄之貞石」とあり、傅華墓誌銘(北齊)に「貞石徒鑄」とあり、穆子寧墓誌銘(北齊)に「勒銘貞石」とあり、夫人郝氏墓誌銘(北周)に「不鑄貞石」とあり、高妙儀墓誌銘(北周)に「勒芳猷於貞石」とあり、崔宣「左火+右黑」墓誌銘(北周)に「貞石空銘」とあり、永昌郡長公主墓誌銘(北周)に「刻貞石於幽埏」とある。●不朽は永久に朽ちない、永く伝わる。『左伝』襄公二十四年に「大上有立德。其次有立功。其次有立言。雖久不廢。此之謂不朽」とあり、『史記』甘茂伝に「寡人欲容車通三川、以窺周室、而寡人死不朽矣」とある。◇墓誌銘には、趙仲南之妻衛墓誌銘(西晋)に「言之不朽」とあり、梁桂陽国太妃王纂詔墓誌銘(梁)に「俾茲不朽」とあり、盧子真夫人李氏墓誌銘(北魏)に「永存不朽」とあるなど用例が多い。

**76 鴻猷在茲** 大道はここにあるという意。鴻猷は大きい道、大きい謀。『史記』儒林伝に「興化致理、鴻猷克贊」とあり、『魏書』北海王詳伝に「實勗贊冲昧、保又鴻猷」とあり、同儒林伝・孫惠蔚伝に「憲章典故、述遵鴻猷。」とあり、『宋書』謝莊伝に「臣生屬亨路、身漸鴻猷」とある。◇墓誌銘には、元彝墓誌銘(北魏)に「流鴻猷与陵谷俱復」とあり、赫連公夫人閻炫墓誌銘(北齊)に「盛業鴻猷」とある。

※この研究は科研費 基盤研究(C)「水運を利用した南北朝から隋朝への石刻書法の伝播―篆書の墓誌蓋に注目して―」(課題番号19K00157)の研究成果の一つである。『大学書道研究』第十四号に投稿をした研究の関連である。その裏付けとなる資料の一つとして訳注を作った出典を明らかにした。